

## 大久保地区公共施設再生事業 募集要項等に対する質問及び回答

習志野市 政策経営部 資産管理室 資産管理課

大久保地区公共施設再生事業 募集要項等に対する質問及び回答については、次のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答	
1	募集要項	2	第1		民間付帯事業実施者について	民間付帯事業実施者とは次のどの定義でしょうか。①習志野市との定期借地権設定契約の賃借人、②習志野市との定期借地権設定契約の賃借人と賃借人が建設する施設の賃借人(サブリース)	①の定義となります。
2	募集要項	2	第1		民間公共の事業	SPCが実施しなければならないのでしょうか。民間事業者が実施することはできないのでしょうか。	SPCが実施してください。構成員、協力会社、その他の第三者に業務を委託することは可能です。
3	募集要項	2	第1		民間公共の事業	スペース利用料の市への支払いは月単位でしょうか。	民間公共の事業においては、利用料金制度を採用するため、スペース利用料はPFI事業者の収入となります。
4	募集要項	3	第2	4 (2)	敷地概要	敷地の境界同意は取得済みか	隣接道路とその対岸の1件が同意に至っていない為、道路境界線を一部協議中です。
5	募集要項	3	第2	4 (2)	敷地概要	境界同意未取得箇所がある場合、市による同意取得予定はあるか	今後同意に向けて努力してまいります。No.4の回答も参照してください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
6	募集要項	4	第2	4	(3) 2)	埋蔵文化財包蔵地	県教育委員会からの指示に従った場合の事業の遅延、最悪の場合事業断念は市の責によるものと解してよろしいか	「用地の瑕疵リスク」としてリスク分担をいたします。
7	募集要項	4	第2	4	(3) 2)	埋蔵文化包指定	現大久保公民館・市会の敷地は、埋蔵文化包指定を受けているとのことですが、工事の進め方等について、事前に千葉県教育委員会との調整をすることは可能でしょうか。	市の担当課が窓口となっておりますので、まずは社会教育課へご相談ください。既に市が千葉県教育委員会より「慎重工事」の指示を受けていることを踏まえたくて協議をお願いいたします。
8	募集要項	5	第2	6	(1)	本事業の範囲	全体配置図によると、大久保駅交差点から公園には自動車の通行禁止と記載がありますが、『実施方針及び要求水準書(案)』に対する質問及び回答(平成28年4月28日)』のNo.10によると、「歩行者の安全性に配慮したうえでの搬入車両の通行も考えられます。」とあります。No.10の回答は継続されているとの認識で宜しいでしょうか。	原則として自動車の通行は全面的に禁止します。搬入車両の通行をやむを得ず行う場合は、歩行者等交差点通過交通の安全等どのように確保するのか、出入りの際の安全確保はどのように行うのか、運用はどのように行うのかを論証してご提案いただく必要があります。
9	募集要項	6	第2	5	(2)	民間付帯事業	複合施設を計画する場合、建物を統括する事業者1社が民間付帯事業実施者となることは可能でしょうか。	可能です。ただし、民間付帯事業実施者は、市と定期借地権設定契約を締結する者(建物所有者)としてください。
10	募集要項	6	第2	5	(2)	民間付帯事業	民間付帯事業実施者の定義ですが、①建物建設資金出資者と②事業運営者が別な場合、①、②の両者とも事業実施者としてみなせるのでしょうか。	①②のいずれも可能ですが、民間付帯事業実施者は、市と定期借地権設定契約を締結する者(建物所有者)としてください。
11	募集要項	6	第2	6	(1) 6)		工事中のグラウンド等の機能維持は必要でしょうか。	利用ができない期間が可能な限り短くなるように、工事計画をご提案ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
12	募集要項	6	第2	6	(1)	7)		本事業の範囲	2層3段の立体駐車場とありますが、要求水準に150台以上と記載されており、形態は事業者の提案によるかと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	募集要項	7	第2	6	(1)	8)	図	周回コース	市道を利用すると考えてよいですか。	散策路の一部区間は市道利用となります。利用の際には照明等安全に配慮した提案を望みます。
14	募集要項	8	第2	6	(2)	2)	⑩	修繕業務	大規模修繕業務は除くとありますが、維持管理・運営事業期間中に大規模修繕業務に定義される内容が一部発生した場合、この修繕業務の費用負担はどのようになりますでしょうか？	事業者による適切な施設整備・維持管理運営が行われれば、大規模修繕は発生しないと想定していますので、もし発生した場合は、事業者の費用負担となります。不可抗力による大規模修正の発生については、「不可抗力リスク」としてリスク分担をいたします。
15	募集要項	10	第2	8	(1)			PFI事業の事業期間	リニューアル工事に伴う、北館<別館>の休業期間の日数等の詳細条件を御教示下さい。若しくは、事業者提案との認識で宜しいでしょうか。	事業者の提案となります。
16	募集要項	10	第2	8	(1)			PFI事業の事業期間	リニューアル工事に伴う、南館の休業期間の日数等の詳細条件を御教示下さい。若しくは、事業者提案との認識で宜しいでしょうか。	事業者の提案となります。
17	募集要項	10	第2	8	(1)			PFI事業の事業期間	各施設の工事期間(休館期間や移転時期)については、事業者提案との認識で宜しいでしょうか。	工事期間は事業者の提案となりますが、引渡し及び供用開始は募集要項に記載の日が期限となります。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
18	募集要項	10	第2	8	(1)		北館(別館)の施設引渡日 北館(別館)の施設引渡日が、平成32年5月と、他の施設より9か月遅れる理由をご教示ください。	引越し、準備期間を鑑み、図書館、公民館休館期間を最小とする配慮により、北館(新築部分)のオープン後に北館(別館)の着工を想定しているためです。
19	募集要項	10	第2	8	(1)	2)	維持管理・運営期間 建設完了後に、いずれも引越・開館準備期間が生じますが、引越・開館準備も事業者の費用負担という認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
20	募集要項	10	第2	8	(1)	2)	維持管理・運営期間 北館<公民館・図書館棟>が完成後、北館<別棟>の図書等の引越後に北館<公民館・図書館棟>が運営開始となりますが、別棟にも一部図書館機能を取り入れた場合、別棟の工事完成まで一部機能が使えませんでしょうか。	一部の機能が使えないことはやむを得ないですが、可能な限り、運営に支障がない計画としてください。
21	募集要項	11	第2	9	(1)	1)	施設整備業務に対する対価 起債相当額の対象及び計算式には、起債の対象となる項目が記載されておりますが、当該項目は算定上消費税込の金額によって算定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	募集要項	11	第2	9	(1)	1)	市から民間事業者 に支払われるサー ビス対価 「進捗に要した費用のうちの75%を一括にて支払います。この支払いを除いた残額については、事業期間終了までの間、割賦により支払ます」と記載されておりますが、イニシャル及びランニングコストの割合で上限、下限の設定等はございますか。	上限の設定はありません。なお、市債の借入れはイニシャルコスト部分のみです。
23	募集要項	11	第2	9	(1)	1)	施設整備業務に対する対価 施設整備業務費の全てが起債相当額の対象にならない理由をご教示ください。	「地方債同意等基準運用要綱」において起債対象事業費が示されております。これに示されていない基本設計費等は起債対象外となります。

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答
24	募集要項	11	第2 9 (1) 1)	施設整備業務に対する対価	起債の対象となる項目について、実施設計費は対象に含まれておりますが、基本設計費は記述がありません。基本設計費は起債の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	募集要項	11	第2 9 (1) 1)	施設整備業務に対する対価	施設整備業務のうち建設に伴う申請等の業務費は、起債の対象項目である実施設計費または工事費に含むことができるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、申請等の業務費は、起債の対象外でしょうか。	申請等の業務費は、起債の対象外です。
26	募集要項	11	第2 9 (1) 1)	施設整備業務に対する対価	起債の対象となる項目について、図書館書架が対象に含まれておりますが、什器・備品等調達・設置業務にて調達する書架以外の機器・備品は起債の対象外との理解でよろしいでしょうか。	図書館以外の什器・備品についても、建物整備と一体不可分な機能を有し、原則一品当たりの取得価格が20万円以上でかつ耐用年数が5年以上の備品については、起債対象となります。
27	募集要項	12	第2 9 (1) 2)	光熱水費	民間収益施設は公共施設内に配置しますが、光熱水費はどのような区分にするかお考えをお聞かせください。	民間収益施設の光熱水費は、事業者の負担です。
28	募集要項	12	第2 9 (1) 2)	維持管理業務にかかる対価	民間収益施設が併設している施設の民間収益施設で使用した水光熱費は、習志野市様から民間事業者へ請求が行われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 メーターの分離等合理的な方法で算出します。
29	募集要項	12	第2 9 (1) 3)	運営業務に係る対価	民間事業者の提案を踏まえて決定するとはどのようなことでしょうか。	事業契約締結後に、事業契約を締結した民間事業者の提案内容を前提として市において区分するという意味です。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答	
30	募集要項	12	第2	9	(2)		利用料金	利用料金は貴市が今後条例により設定することになっていますが、いつ頃決定されるのでしょうか。	施設の概要が明確になった時点で設置管理条例を制定しますが、これにあわせて利用料金についても条例化します。
31	募集要項	12	第2	9	(2)		①~⑩利用者から得る収入	①ホール~⑩公園使用料の利用料金の詳細(金額・単位・減免の条件・現状の利用数等)について、ご教示ください。	現在の料金・単位については、インフォメーション・パッケージ資料13を参照してください。また、減免の条件、現状の利用数については、追って公表いたします。
32	募集要項	12	第2	9	(2)		利用者から得る収入	利用料金については、今後市が設定する条例により上限を定め、その範囲内で決定する。とありますが、①上限はいつ決まるのでしょうか。②上限額についてご教授ください。	No.30の回答を参照してください。また、上限額については、今後の維持管理運営費に係る費用や利用可能部屋数・コマ数等を踏まえ、決定します。
33	募集要項	12	第2	9	(2)		利用者から得る収入	事業計画と条例の利用料金が合わない場合には、民間収益事業の取りやめは可能でしょうか。	民間収益事業の賃料は、募集要項p25を参照してください。事業を取りやめとなった場合にも、行政財産の使用料はかかりますので、代替テナントの誘致をしていただくこととなります。
34	募集要項	12	第2	9	(2)		利用者から得る収入	市が設定する条例により上限を定めとありますが、運営期間20年は変更ないと考えて良いのでしょうか。また野球場は本施設に含まれないと考えて宜しいのでしょうか。	使用料は3年ごとに見直すこととしています。見直しとは必ずしも改定をすることではなく、原価計算をするという趣旨であり、その結果改定が必要であれば改定します。 野球場については、施設の大幅な変更がない限り、現在同様の無料と考えています。
35	募集要項	12	第2	9	(2)		利用者から得る収入	直営時間帯を含め、全ての時間帯の全施設についての利用料金は、民間事業者の収入であるとの認識で相違ないかでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
36	募集要項	12	第2	9	(2)		利用者から得る収入 「今後、市が設定する条例により上限を定め」とありますが、提案時の各利用料に関する設定方法について御教授ください。	インフォメーション・パッケージ資料11 3.その他 7使用料手数料積算基準を参照してください。
37	募集要項	12	第2	9	(2)		利用者から得る収入 「今後、市が設定する条例により上限を定め」とありますが、条例の制定時期は、いつ頃でしょうか。また、新たに条例で定められました利用料により、提案時の採算性が低下した場合の利用料に関するリスクは貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	No.30の回答を参照してください。利用料金については、需要も考慮し算定しますので、市のみ負担するものではなく、リスク分担保表のとおりです。
38	募集要項	13	第2	9	(2)	⑩	利用者から得る収入 公園使用料については、条例改正が必要とありますが、この条例改正は、習志野市が行い、条例改正が出来なかった場合のリスク負担は習志野市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	募集要項	13	第2	9	(2)	⑩	利用者から得る収入 「公園使用料」とは、どのような場合を考えられていますか。	「習志野市都市公園設置及び管理に関する条例」第10条を参照してください。
40	募集要項	13	第2	9	(2)		公園使用料 「条例改正が必要」とあるが、条例改正は可能でしょうか。	No.38の回答を参照してください。
41	募集要項	13	第2	9	(2)		公園使用料 公園使用料設定の条例改正の提案は、提案書類において有効でしょうか。	提案にて示していただくことを妨げるものではありませんが、提案をもって使用料改定の根拠とすることはありません。実際の使用料の適用は市議会の議決を経てからとなります。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
42	募集要項	13	第2	9	(2)		公園使用料 公園使用料設定の条例改正の提案は、事業期間内においての提案は可能でしょうか。	使用料については3年毎に見直しをしており、その中で検討していくこととなります。
43	募集要項	13	第2	9	(5)		解体項目 解体した建築物・敷地内構造物等を産業廃棄物として処分する費用も解体費用に含まれると解してよろしいか	ご理解のとおりです。
44	募集要項	13	第2	9	(5)		解体項目 解体費相当額には、解体設計費及び解体工事積算費用も含まれるか	ご理解のとおりです。
45	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に関し市から支払われる解体費用相当額 「当該解体費用相当額は、PFI事業費とは別途、市が負担するもの」と記載がありますが、今回の提案における評価のポイントとして、事業者の解体費用の多寡も含まれるのでしょうか？	含まれません。
46	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業の解体費相当額 既存建物撤去後の、原状復旧に伴う土の埋め戻し費用はどの程度想定されていますでしょうか。	土の埋め戻し費用は想定しておりません。
47	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に関し市から支払われる解体費用相当額 「当該解体費用相当額は、PFI事業費とは別途、市が負担するものであり、その金額は、民間付帯事業実施者の見積を前提に、市の規定に基づき精算します」と記載されておりますが、市の規定とは何かをご提示願えますか。	民間事業者の積算された数値を市が適正か判断した上で、適切な金額をお支払いすることになります。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答	
48	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に関し市から支払われる解体費相当額	現大久保公民館・市民会館の解体にかかる費用の見積については、落札後、提示することとし、提案時点で見積を提示する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に関し市から支払われる解体費相当額	現大久保公民館・市民会館の解体費用相当額は、「市の規定に基づき清算します」とありますが、当該規定に基づく清算方法についてご教示願います。	No.47の回答を参照してください。
50	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に関し市から支払われる解体費相当額	解体項目に建物東側石積擁壁とありますが、解体せずに擁壁を補強もしくは新設したほうが合理的な場合、解体費用に代わる補強もしくは新設費用について解体費用相当額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	含まれません。補強及び新設費用は、建設に係る部分となります。
51	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に関し市から支払われる解体費相当額	既存杭、既存基礎躯体について、「新築工事において障害となるのかの検証を行い解体範囲を提案する」とありますが、新築工事の障害とならない場合、既存杭、既存基礎躯体は残置してよいとの理解でよろしいでしょうか。	既存杭、既存基礎躯体はすべて撤去を前提にしています。既存構造物を撤去することが新築工事における障害となる恐れがある場合は協議いたします。
52	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に関し市から支払われる解体費相当額	現施設の什器・備品の撤去も含まれるのでしょうか。	什器・備品の撤去も大久保公民館・市民会館建物の解体に含まれるものとします。したがって、什器・備品の撤去にかかる費用は解体費に含まれます。
53	募集要項	13	第2	9	(5)		解体	新設される民間付帯施設に影響がない条件で、既存杭、基礎、擁壁などは残置できる前提で事業者提案できると考えてよいですか。	原則、残置はできません。No.51の回答も参照してください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
54	募集要項	13	第2	9	(5)		解体 アスベスト撤去費用も含まれていますか。	含まれます。
55	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に 関し市から支払われる 解体費用相当額 地下部分を解体せずに残した場合においても地上部解体費用は負担して頂くことと考えて宜しいでしょうか。	No.51、53の回答を参照してください。
56	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に 関し市から支払われる 解体費相当額 「民間附帯事業実施者の見積を前提に、市の規定に基づき精算します。」とありますが、解体費相当を民間付帯事業者に支払うとの理解で宜しいでしょうか。あるいは、随意契約等により、貴市からの発注となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	募集要項	13	第2	9	(5)		民間付帯事業に 関し市から支払われる 解体費相当額 「民間附帯事業実施者の見積を前提に、市の規定に基づき精算します。」とありますが、貴市の規定や基準があれば、お示ください。また、解体費相当額の想定金額や上限があれば、お教えください。	No.47の回答を参照してください。
58	募集要項	14	第2	10	(10)		関係法令 高齢者…促進に関する法律とは高齢者、障害者等移動等円滑化促進法でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に訂正します。
59	募集要項	15	第3	1	(1)	3)	民間付帯事業 民間付帯事業実施者にてSPCを組成しない場合でも、民間付帯事業実施者はPF事業のSPCに所属しなくてもよいとの理解で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
60	募集要項	15	第3	1	(1) 4)	応募者の構成等	「SPCから直接、業務を受託し又は請け負うことを予定している者を『協力会社』…として」とありますが、SPCから施設整備業務及び維持管理業務以外の業務(アドバイザー業務、コンサル業務や会計監査など)を受託する予定の者は、この「協力会社」には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	協力会社の定義に含まれますが、応募者に含まれることとしている業務を担当する者以外は、応募者のコンソーシアムのメンバーとして提案書類の提出の際に届け出ていただくか否かは任意となります。
61	募集要項	15	第3	1	(1) 11)	応募者の構成等	「応募者は…事業者の活用においては市内事業者の活用…に努めること」とありますが、「市内事業者の活用」とは、応募者の構成員又は協力会社を含めることを意味していますでしょうか、それとも、応募者の再委託先又は下請負人とすることを意味しておりますでしょうか。	いずれの場合も該当します。
62	募集要項	15	第3	1	(1) 10)	応募者の構成等	平成28年4月28日に公表された「実施方針及び要求水準書(案)に対する質問及び回答」のNo. 61で、「応募者の協力会社は他の応募者の協力会社になれらと考えるとよろしいでしょうか。→ご理解のとおりです。」とされていたのに、今回は「他の応募者になることが禁じられた」理由をご教示お願いいたします。	応募者の構成員又は民間事業実施者が他の応募者の協力会社になることは禁止していますが、応募者の協力会社が他の応募者の協力会社になることは禁止していません。
63	募集要項	15	第3	1	(1) 10)	応募者の構成等	応募者の構成員が、他の応募者の協力企業となることは禁止されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	募集要項	15	第3	1	(1) 4)	応募者の構成等	出資を行い、応募者を構成する者となるが、「建築一式工事」の資格を有していない者の場合は、「担当する業務」に「施工業務」と記載してもよいでしょうか。	可能です。
65	募集要項	17	第3	1	(3) 1) ②	設計業務にあたる者	会社として一級建築士事務所の登録はあるが、習志野市様への登載は東関東支店長名(建築一式工事等)で登録している場合、設計業務を担当する条件②)に当てはまりますでしょうか。	関係が証明できれば該当していると考えられます。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
66	募集要項	17	第3	1	(3)	1)	③	設計業務にあたる者	「延床が5,000㎡程度の実施設計」とありますが、最少で何㎡まで実績として認めていただけますでしょうか。	10%の範囲に当たる4,500㎡までを実績といたします。
67	募集要項	18	第3	1	(3)	3)	④	工事管理業務にあたる者	「工事監理者は施工者と別の第三者であること」とありますが、設計業務にあたる者とは同一であっても良いとの理解で宜しいでしょうか。	同一で支障ありません。なお、「第三者」と「施工業務にあたる者」とは、募集要項p16「2)関係会社の資格制限①資本関係及び②人的関係」における資本関係及び人的関係にない者としします。
68	募集要項	18	第3	1	(2)			参加資格	運営企業について、特記して資格要件が示されておませんが、「維持管理業務にあたる者」と同様であると考えてよろしいでしょうか。	運営企業については、運営企業のみを求める資格要件はありません。
69	募集要項	18	第3	1	(2)	4)		参加資格	維持管理業務にあたる者は習志野市入札参加資格者名簿に登録されている必要はないとの認識でまちがいないでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	募集要項	18	第3	1	(2)	4)		参加資格	5000㎡の管理実績は、民間の建物の管理実績でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	募集要項	19	第3	1	(5)			参加資格確認基準日	参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書締切日(平成28年10月3日)とありますが、(2)応募者に共通する参加資格要件 1) ①には、指名停止措置を本公募の公告日から優先交渉権者決定日までの間、受けていない者がありますが、どの様に解釈すればよろしいでしょうか。	参加資格確認申請書締切日から優先交渉権者決定までの間に指名停止措置を受けた場合、遡って参加資格を失うと解釈してください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
72	募集要項	19	第3	1	(4)		入札参加資格申請 参加資格確認基準日までに参加資格に関する審査を受けることとありますが、表に示される第5回の受付(平成28年8月16日～平成28年9月15日までの申請期間で、参加者名簿登載日は平成28年11月1日)でも間に合うとの理解でよいでしょうか？	原則として、第4回の資格者名簿登載日までにご登録ください。
73	募集要項	19	第3	1	(4)		参加資格条件 市の入札参加資格については、本事業で携わる業務に関する業種(工事、委託等)の資格を有しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	募集要項	20	第3	2	(2)		民間付帯事業 SPCを設立する場合は、『株式会社』とする必要があり、他の形態(合同会社等)は不可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	募集要項	20	第3	2	(2)		民間付帯事業 民間付帯事業を実施するSPCの株式への担保設定については、PFI事業を実施するSPCとは異なり、貴市への事前承諾等の制限はないという理解でよろしいでしょうか。	PFI事業を実施するSPCと同様の制限を課します。したがって担保設定に当たっては市の事前承諾が必要です。
76	募集要項	20	第3	2	(1)		PFI事業 事業者の株式への担保設定については、貴市の事前承諾が必要ということですが、事業者に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、承諾依頼は、SPCから市に提出いただく必要があります。
77	募集要項	21	第3	3			募集及び選定に係るスケジュール 前回公表された実施方針では、提案書類の提出受付が11月頃だったのが10月と早くなった理由をご教示ください。	審査期間及び契約交渉期間を確保するために必要であると判断したためです。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
78	募集要項	21	第3	3		募集及び選定に係るスケジュール	「提案書類の提出受付」に関して、実施方針書ではH28.11月頃となっていました。今回、提出時期を早めた理由をお聞かせ願えますか。	No.77の回答を参照してください。
79	募集要項	21	第3	3		募集及び選定スケジュール	実施方針のスケジュール(予定)では、募集要項等の公表が平成28年6月頃、提案書受付は11月頃となっていました。募集要項では、募集要項公表が6月28日、提案書受付が10月21～25日となっており、少なくとも1ヶ月程度の期間が短縮されていると思慮します。提案作業、見積作業等考慮頂き、提案書受付時期を可能な限り先に延ばすことをご検討頂きたくお願いします。	提案書受付時期を延期することは想定していません。
80	募集要項	21	第3	3		事業及び選定に係るスケジュール	応募者とのヒアリングに関してプレゼンテーションの機会はあるのか	審査委員会によるヒアリングを予定しています。具体的な方法は今後審査委員会が決定しますが、応募者において特別な準備が必要となる方法はとらない予定です。
81	募集要項	24	第3	4 (6)		② 提案書類の提出	提案書類は、封印し提出することありますが、提出資料が正本1部、副本20部とかなりの量になるかと思われます。その場合、段ボールなどの箱に入れ、それをテープ等で封印するということによいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	募集要項	24	第3	4 (6)		② 提案書の提出	提案書提出時に商業登記簿謄本及び印鑑証明書を合わせて持参がありますが、代表企業の謄本及び印鑑証明書を合わせて持参するればよろしいでしょうか。	応募者全員分の謄本及び印鑑証明書を提出してください。
83	募集要項	25	第3	5 (3)		民間付帯事業用地に係る借地料	算出式に記載のある、「非営利用」とは、具体的にどのようなものが該当するか御教示願います。	提案内容を狭めることとなりますので、市からの指定は致しません。別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書のp60、第6、1.(2)を参照してください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
84	募集要項	25	第3	5	(3)		民間付帯事業用地に係る借地料 民間付帯事業を実施するのに難しい場所と認識しており、借地料が民間の賃借相場より高いのではないかと思っております。(平らな土地の面積だけを利用対象と考えるとさらに賃料は高くなります。) 「賃借料算出式については改定する場合があります」とあるのは、そのような状況を鑑みて改訂することがあるという認識でよろしいでしょうか。	借地料については、当該土地の形状等を踏まえた固定資産価格を基に算出しております。また、賃借料の改定については、3年毎に固定資産評価額が変更になったときに改定するものであり、民間相場との関係で改定するものではありません。
85	募集要項	25	第3	5	(3)		民間付帯事業用地に係る借地料 固定資産評価額をもとに算出をされていますが、評価には崖地補正及び用途補正(公衆用通路等)は乗じられていますでしょうか、または計画によっては乗じることが可能でしょうか。	固定資産評価基準に基づき、がけ地補正及び不整形補正を適用しております。
86	募集要項	25	第3	5	(3)		民間付帯事業用地に係る借地料 施設整備に関する要求水準では京成大久保駅前交差点から公園、北館への主なアプローチは、民間付帯事業地を経由する…計画とします。とありますが、メイン動線部分について借地料の減額は可能でしょうか。	提案の利用形態に応じて、非営利用として借地料を算定いたします。
87	募集要項	25	第3	5	(3)		民間付帯事業用地に係る借地料 敷地内の高低差や解体後の敷地状況が程度が良いものとは考えられません。以上を考慮して評価額を下げて頂き、民間付帯事業に関する借地料を下げて頂けませんでしょうかことはできないのでしょうか。	高低差に関しては、客観的な判断に基づく市の基準により、評価額に反映しています。
88	募集要項	25	第3	5	(2)		行政財産貸付料 民間収益施設の行政財産貸付料は3年経過時点で見直すとのことですが、それ以降については同じく3年に1度見直しが行われる等の計画はありますでしょうか。	3年経過した後に、3年毎に見直すこととしています。なお、見直しとは現在の価格が適正かどうかを検証するものであり、ただちに金額の改定につながるものではありません。
89	募集要項	25	第3	5	(2)		民間収益施設に係る行政財産貸付料 「3年経過時点で必要に応じて見直しを行う」とありますが、見直し方法をご教示ください。	周辺の民間相場等を踏まえて、見直しを行うこととなります。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
90	募集要項	25	第3	5	(2)	民間収益施設に係る行政財産貸付料	行政財産貸付料の支払時期、支払方法についてご教示ください。	4半期毎に、市が発行する納付書により、お支払いいただくことになります。
91	募集要項	25	第3	5	(2)	借地料、行政財産貸付料	その支払い方法、時期についてご教授願います。	No.90をご覧ください。
92	募集要項	25	第3	5	(2)	行政財産貸付料	募集要項に記載の北館、南館それぞれの行政財産貸付料の算出基準をご教授願います。	類似性を有する新規賃貸事例及び地元精通者へのヒアリング等による周辺エリアの賃料水準に基づき、算出しています。
93	募集要項	25	第3	5	(2)	行政財産貸付料	見直しの基準となる指標、算出方法等をご教授願います。	No.89の回答を参照してください。
94	募集要項	25	第3	5	(2)	行政財産貸付料	行政財産貸付料の減免措置を規定する条例、規則などはございますか。	ありません。
95	募集要項	25	第4	5	(3)	民間付帯事業に係る借地料	有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等公共性の高い施設の運営を行う場合は民間付帯事業に係る借地料の減額措置等を行っていただけませんか。	ご提示された例は減額対象措置にはなりません。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答	
96	募集要項	30	第4	2	(3)	3)	定期借地権設定契約の締結	契約の締結(平29.3月)から民間付帯事業の新築工事着手(平32.4月)までは3年間あるため、建設等経済条件の大幅な変動により契約の履行が不可となった場合には、不可抗力として契約解除が認められるのか	不可抗力にあたるか否かは、具体的な状況に応じて判断します。
97	募集要項	30	第4	2	(3)	3)	定期借地権設定契約	民間付帯事業用地の引渡し日(工事着手日)の工事着手日とは、民間付帯事業用施設等の工事着手日との理解でよろしいでしょうか。(既存施設解体の工事着手日ではないとの理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
98	募集要項	30	第4	2	(3)			本施設に関する指定管理の関する協定書を締結します。当該協定書の案は、市が作成します。とありますが、いつごろ案が提示されるのでしょうか。	優先交渉権者決定後、PFI事業者を指定管理者として指名する時期までに提示します。
99	募集要項	31	第5	1	(3)		協議事項	当該施設周辺における電柱、電線について行政側で地中化を実施することは可能でしょうか。	現段階において、そのような計画はありません。
100	募集要項	31	第5	1	(3)	3)	その他支援に関する事項	補助金申請に関する申請書作成の中に見積書の作成も含まれると思いますが、見積内訳書はどの程度の内容が必要(実施時の見積書と同等レベル)になるのでしょうか。また、その内容の正当性をどのように評価するのでしょうか。	補助金の申請に当たっては、実施時の見積書と同等レベルが必要となります。また、内容の正当性は市の専門職が確認いたします。
101	募集要項	31	第5	1	(2)	1)	債権の譲渡	民間事業者が貴市に対して有する債権の譲渡については、貴市の事前承諾が必要ということですが、民間事業者に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	質問の趣旨が不明です。民間事業者に融資を行う金融機関が市の承諾を得て担保権を設定した債権に関して、担保権の実行として、譲渡するということであれば、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
102	募集要項	31	第5	1	(2)	2)	債権への質権設定及び担保提供 民間事業者が貴市に対して有する債権の担保提供については、貴市の事前承諾が必要というのですが、民間事業者に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、承諾依頼は、SPCから市に提出いただく必要があります。
103	募集要項	32	第5	2	(2)		市の支払い(民間付帯事業) 市による解体費の確定から解体着手までは1年かかるため物価変動による追加費用等精算されるのか	別添資料7 p10「2. 施設供用開始前(設計・建設期間)の改定①ないし⑧」に準じて協議いたします。
104	募集要項	32	第5	2	(2)		民間付帯事業 貴市が予定する解体費の支払スケジュールでは、解体費の確定から解体業務の実施まで1年ほど期間がございますが、当該期間中の物価変動リスクは事業者負担となるのでしょうか。	No.103の回答を参照してください。
105	募集要項	32	第5	2	(2)		民間付帯事業 現大久保公民館・市民会館を解体する場合は平成31年10月～平成32年4月末頃を想定とありますが、付帯事業の運営開始時期はPFI事業施設の運営開始時期より遅れる事が予想されます。付帯事業建設中は特に北館への動線、通路等大きく影響が出ることとなりますが、付帯事業建設中の他施設の運営・影響についての考え方をご教授ください。	PFI事業用地への徒歩及び自転車の通行は確保していただきたいと考えています。やむを得ない場合、多少の期間は全面通行止めとすることも協議の上可能とします。
106	募集要項	32	第5	2	(2)		民間付帯事業 「現大久保公民館・市民会館の解体設計、積算について、他施設の設計に合わせて行い」とありますが、この「他施設」とは、民間付帯施設のことでしょうか、それとも、PFI事業で整備する施設のことでしょうか。	民間付帯施設及びPFI事業で整備する施設です。
107	募集要項	32	第5	2	(2)		民間付帯事業 現大久保公民館・市民会館の解体に関する契約方法についてご教示ください。例えば、貴市と民間付帯事業者との間で解体工事請負契約を締結するのでしょうか。	ご提案の内容を踏まえ、今後検討します。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答		
108	募集要項	32	第5	2	(2)		民間付帯事業	当該解体費用相当額は民間付帯事業実施者の見積を前提に、市の規定に基づき精算します。とありますが、市の規定についてご教授ください。	No.47の回答を参照してください。	
109	募集要項	32	第5	2	(2)		既存ホール 解体期間	解体期間を早めることは可能とありますが全体計画、全体工事の安全性などを鑑み、事業者提案できるものと考えてよいですか。	ご理解のとおりです。	
110	募集要項	32	第5	2	(2)		民間付帯事業	解体費用相当額の目安はあるのでしょうか。	ありません。市が認める適正な価格をお支払いいたします。	
111	募集要項	32	第5	3			契約上の地位の譲渡	民間事業者が貴市と締結する契約に係る契約上の地位及び権利義務の譲渡や担保提供については、貴市の事前承諾が必要ということですが、民間事業者に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、承諾依頼は、SPCから市に提出いただく必要があります。	
112	募集要項	33	第5	4	(5)	1)	①	計算書類等	監査済みの計算書類及びその附属明細書を提出することとなっていますが、SPCにて選任した監査役による監査を行えば監査法人による監査は不要との理解でよろしいでしょうか。	公認会計士又は監査法人による監査が必要です。 募集要項修正版において、記載を明確化します。
113	募集要項	34	第5	5	(2)		事業契約にかかる 保証金	ここで記載されている事業契約にかかる保証金の納付は、設計・建設期間中のみ納付する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
114	募集要項	34	第5	5	(2)		事業契約にかかる保証金	ここで記載されている契約金額とは消費税抜という理解でよろしいでしょうか。ご理解のとおりです。
115	募集要項	34	第5	5	(2)		事業契約にかかる保証金	「契約金額」とありますが、保証すべき内容の趣旨から勘案して、サービス対価Ⅰ及びⅡの金額との理解でよろしいでしょうか？ ご理解のとおりです。
116	募集要項	36	第6	1			市有地の貸付	「設計・期間中は本事業用地のうち施設の整備に必要な用地を民間事業者が無償で貸与する」とありますが、事業者提案で、野球場の一部や多目的広場部分を含め、工事エリア、工事車両動線、利用者動線等を提案するとの理解でよろしいでしょうか。 ご理解の通りです。野球場、多目的広場の運営は最大限継続できる案の提出としてください。
117	募集要項	36	第6	2	(3)		貸付期間	民間事業者の通常の商慣習に基づいて、「新築工事に着手する日」から「事業開始日」までの借地料は無償もしくは減免頂けませんでしょうか？ 新築工事に着手する日から借地料は発生いたします。
118	募集要項	37	第6	2	(5)		転貸借	民間付帯事業者が所有する建物については、マスターリース等により転貸することは可能という理解でよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。ただし、事前の市の承諾が必要です。定期借地権設定契約書(案)を修正します。
119	募集要項	37	第6	2	(6)		定期借地権設定契約上の地位の譲渡	定期借地権設定契約上の債権や地位に対する担保設定については、募集要項第5.1(2)2)や第5.3に記載の通り、貴市の事前承諾が必要という理解でよろしいでしょうか。また、民間事業者に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。ただし、承諾依頼は、民間付帯事業実施者から市に提出いただく必要があります。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
120	募集要項	37	第6	2	(6)		定期借地権設定契約上の地位の譲渡 定期借地権設定契約上の地位の譲渡については、貴市の事前承諾が必要と いうことですが、民間事業者に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が 寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解し てよろしいでしょうか。	質問の趣旨が不明です。 民間事業者に融資を行う金融機関が定期借地権設定契約上の地位に対して 市の承諾を得て担保権を設定した場合に担保権の実行として、譲渡するとい うことであれば、ご理解のとおりです。
121	募集要項	37	第6	2	(6)		定期借地権設定契約上の地位の譲渡 定期借地権設定契約上の地位の譲渡は、「借地権設定日から5年間」又は 「地位譲渡実施後5年間」は承諾しないとのことですが、民間付帯事業実施者 の破綻等により可及的速やかに地位の譲渡を実施しなければならない場合 については、承諾に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	民間付帯事業実施者破綻の場合については、定期借地権設定契約書に記 載のとおり判断します。
122	募集要項	37	第6	2	(6)		転貸借 「市の事前の書面による承諾を得た場合」とありますが、不動産投資法人へ の転貸借も、事前協議を経て承諾をして頂けるかの理解でよろしいでしょ うか？	ご理解のとおりですが、土地の転貸借については原則として承諾しません。
123	募集要項	37	第6	2	(7)		契約終了時の土地 の返還 「但し、市と民間付帯事業実施者の協議により合意した場合は、この限りでは ありません。」とありますが、基礎杭等の合理的な範囲の一部残置について、 協議可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
124	募集要項	38	第7	1			事業の継続が困難 となった場合の措置 事業継続が困難となった場合に備え、事業者に融資を行うこととなる金融機 関より直接協定締結の依頼が寄せられた場合、市は合理的な理由なしに当 該申出を拒否しないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
125	募集要項 別紙1	39		No.17	*③		リスク負担 「一定割合(額)までは民間事業者が負担する」とあるが、一定割合(額)の具 体的数値をご教授願います。	累計でサービス対価の元本額の合計の100分の1に至るまでは事業者が負担 し、これを超える額については市が負担することとします。 詳細は事業契約書案に示します。

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答
126	募集要項 別紙1	39	No.17	不可抗力リスク	不可抗力による増加費用等は一定割合(額)までは民間事業者が負担すると思いますが、具体的にお示し頂けますでしょうか。	No.125の回答を参照してください。
127	募集要項 別紙1	39		不可抗力リスク	不可抗力リスクに関して、「原則として市が負担するが、一定割合(額)までは民間事業者が負担する。」と記載されておりますが、一定割合のお考えをお聞かせ願えますか。	No.125の回答を参照してください。
128	募集要項 別紙1	40		リスク分担	埋蔵文化財の調査が必要となった際の費用およびスケジュールリスクに関してのリスク負担は市と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、①市からの事前開示情報、現地説明会等の現地確認、及び事業者において合理的に入手可能な情報から合理的に予測可能な事項(合理的に予測可能とは、本PFI事業を遂行する能力がある者(かかる遂行に必要な資格を有することを含む。)を基準として通常認識可能であることをいう。)に起因する増加費用及び損害、②逸失利益については、市は負担しません。また、事業者が増加費用及び損害の発生及び拡大を防止又は低減する努力を行わなかったことに起因する工期の遅延に対応したスケジュールリスクは市は負担しません。
129	募集要項 別紙1	40	No.26	計画・設計変更リスク	「大幅な変更」とはどのような変更を想定されていますでしょうか。	要求水準書に記載の内容から大幅に逸脱した変更を想定しています。
130	募集要項 別紙1	41	No.57	備品管理リスク	備品の破損が第三者の責任である場合は第三者に対し賠償を求めてもよいでしょうか。	備品の引渡し後は、市から第三者に賠償を請求します。
131	募集要項 別紙1	41	No.63	物価変動リスク	No.63は運営の欄に記載されておりますが、維持管理業務費に関する物価変動リスクも、No.63が該当するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
132	募集要項 別紙1	40	No.48	*③		リスク負担	「一定割合(額)までは民間事業者が負担する」とあるが、一定割合(額)の具体的な数値をご教授願います。	No.125の回答を参照してください。
133	募集要項 別紙1	41		*③		リスク分担表	一定割合(額)までは民間事業者が負担する。とありますが、何割(いくら)までなのでしょうか。指標等ありましたらご教授ください。	No.125の回答を参照してください。
134	募集要項 別紙1	41		*③		リスク分担表	「一定割合(額)までは民間事業者が負担する」とありますが具体的な割合または額をご教示ください。	No.125の回答を参照してください。
135	募集要項 別紙1	41		*⑥		リスク分担表	「通常発見することが可能な瑕疵」は、「提案時に改修箇所を具体的に説明すること」で市と応募者の認識が共通になると考えてよろしいでしょうか。	提案時に改修箇所を具体的に説明していただくことにより市と応募者の認識の共通化は図られますが、そのことが「通常発見することが可能な瑕疵」の判断に影響することはありません。
136	募集要項 別紙1	41		*⑤		リスク分担表	「スライド条項等を活用しサービス対価の見直しをこない」と記載されていますが、どの様な指数を使い変動費用を算出するのでしょうか。	別添資料7 サービス対価の支払い方法及びサービス対価の支払額の改定 p10 第3 2. を参照してください。
137	別添資料1 優先交渉権者決定基準	5	3	(2)	2) ③	事業遂行能力の確認	事業遂行能力の確認対象として、「代表企業、SPCにおいて33%以上の出資を行う企業、及び民間付帯事業実施者」とありますが、民間付帯事業を実施するためのSPCを設立する場合でも、全ての民間付帯事業実施者(民間付帯事業実施SPCへの出資者全員)が確認対象となりますでしょうか。PFI事業を行うSPCへ出資する企業同様、33%以上の出資を行う企業に限定されませんか。	民間付帯事業を実施するSPCの出資者全員が確認対象となります。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
138	別添資料1 優先交渉権者決定基準	5		3 (2) 2) ③		評価基準	「資力」「信用力」「債務返済能力」の評価基準に当てはまらない場合は「代替信用補完措置」を取らなくても「事業遂行能力」があるという評価をいただけるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	別添資料1 優先交渉権者決定基準	6		3 (3)		総合評価点の最優秀提案の選定	350点以上の提案がない場合でもその内容を公表して頂けるのでしょうか	350点以上の提案がない場合は、その旨を公表します。
140	別添資料1 優先交渉権者決定基準	9	別表2				2 事業の安定性に関する事項のうち「2-2 資金調達、収支計画」の評価視点である「財務モニタリング」に関する提案は、提案書類のいずれの様式に記述すればよろしいでしょうか。	様式2-9に記載してください。
141	別添資料1 優先交渉権者決定基準	10	別表2				3-3-3 ゾーン内計画のうち「3-3-3-3 北館(ホールゾーン)」の評価視点に「公民館としての…」の記載がありますが、正しくは、「ホールとしての…」でしょうか。	ご理解のとおりです。記載を訂正します。
142	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準	20	第2	3 (2) 1)		耐震性能	駐車場棟の耐震安全性の区分については、構造体Ⅲ類として計画してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
143	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準	26	第2	4 (2) 1) ⑤		自転車駐車場	年間契約者用および施設利用者用の自転車駐車場は、現状と同じく屋根の設置はしないものと考えてよろしいでしょうか？	要求水準書において求めておりません。提案の範囲となります。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
144	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準	26	第2	4	(2)	1)	⑥	自動二輪車用の駐車スペースについて	自動二輪車用の駐車スペースについては、屋根を設ける必要はあるでしょうか？	要求水準書においては求めてはおりません。提案の範囲となります。
145	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準	26	第2	4	(2)	1)	⑥	自動二輪車用の駐車スペースについて	自動二輪車用の駐車スペースについては、設置場所や台数をご教授願います。	施設利用者数等を勘案してご提案ください。
146	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	1	第1	1				本書の位置付け	「設計期間中に市との協議により確定します」との記載がありますが、コストの増は生じない範囲内での協議ということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。従いまして、設計期間中においても綿密な打ち合わせが必要と考えております。
147	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	2	第1	3	(3)	2)		埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地とありますが、埋蔵文化財の調査が必要となった際の費用およびスケジュールリスクに関してのリスク負担は市と考えてよろしいでしょうか。	No.128の回答を参照してください。
148	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	2	第1	3	(3)	2)		埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財が出土した場合の工期延長およびコスト増等のリスクは貴市の負担ということよろしいでしょうか。	No.128の回答を参照してください。
149	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	2	第1	3	(3)	2)		埋蔵文化財包蔵地	「土木工事等を慎重に実施すること」とは具体的にどのような事でしょうかご教示ください。	掘削を伴う土木工事の際に、未曾有文化財(土器や石器など)が確認される可能性が皆無ではありませんので、そのことに留意して慎重に工事を実施していただきたいということです。万一埋蔵文化財が確認された場合は、動かしたりせず、直ちに市に連絡し、協議してください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
150	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	2	第1	3	(3)	4)	指導要綱	各課とは協議を行います但し主要な条件(整備すべき公共施設など)については各事業者統一のためご提示下さい。	整備すべき公共施設については、習志野市開発事業指導要綱を参照してください。各施設の具体的な寸法、位置等は、具体的な提案の内容により一件ごとの協議となります。
151	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	2	第1	3	(3)	5)	崖地	法面、崖の安全性に配慮とありますが、崖地の危険度指定に関する指導はありますでしょうか。	千葉県による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定をされている部分があります。その他、特別な指定をしているエリアはありません。その他、適用される法令等に基準がある場合は、それらを適用してください。
152	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	5	第2	1	(2)	4)	市道	南館北側を整備する市道の幅員をご教示下さい。	No.150の回答を参照してください。
153	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	5	第2	1	(2)	4)	市道	ロータリーは市道ではないと考えてよいですか	市道として整備していただきます。
154	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	5	第2	1	(2)	4)	市道	既存西側の市道の幅員、舗装仕様、縁石の有無等は既存のままと考えてよいですか。	習志野市開発事業指導要綱に基づく協議の中で指導があった場合は従ってください。
155	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	6	第2	2	(1)	1)	③ 体育館の床	勤労会館の体育館の床については、グラインダーがけによる再生も可とする。とありますが、現状の床で貴市の要求水準を満たしている。という認識でよろしいでしょうか。	要求水準を満たしているかは事業者の責任において調査をしていただくこととなります。また、事業者による必要な補修工事、維持保全をすることを前提に、「グラインダーがけによる再生も可」ということです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
156	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	6	第2	2	(1)	1)	⑤	敷地	建築物に対する敷地は建築計画に対し、合理的に設定することとありますが、民間付帯事業用地を建築計画敷地と公衆用通路に分けて設定することは可能でしょうか。	可能です。
157	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	6	第2	2	(1)	1)		躯体活用型建替	躯体を残し外装を全て更新することとありますが更新できるサッシについては既存利用も可と考えてよいですか。	基本的にすべて更新を想定しています。ただし、今後長期間の使用に耐えるのであれば、既存利用も可といたします。
158	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	7	第2	2	(2)	5)		防災	震災火災時の一時避難場所として機能するよう配慮とありますが、適用範囲は新築に限りませんか。	一時避難場所とは、震災時、火災の延焼による危険から一時的に逃げ込み、命を守る場所です。本事業地内では、中央公園(屋外部分)のみが該当いたします。 大久保公民館・市民会館については、補助避難所(一時避難場所で収容が困難な時、又は、避難者の状況に応じて開放する避難所)の位置付けがありますので、北館も補助避難所を想定しております。p7 (2)5)に追記し、公表します。 一時避難場所及び補助避難所(避難所補助施設)、災害ボランティアサテライトセンター(追記箇所)の基準については、習志野市地域防災計画 第2章第10節、第3章20節を参照してください。補助避難所(避難所補助施設)の仕様等の考え方は避難所と同一です。 ただし、災害時は、本施設の安全性が確認された後、市が一時避難場所、補助避難所、災害ボランティアサテライトセンターとしての各種対応策を行います。事業者は可能な範囲で協力をお願いします。なお、南館防災倉庫内の備蓄物資については、市で管理します。
159	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	7	第2	2	(2)	5)		防災への配慮	一時避難場所として開放する部分はどこを想定していますか。	No.158を参照してください。
160	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	7	第2	2	(2)	5)		防災への配慮	一時避難場所として開放する部分への、発電機電源の供給時間は長時間としますか？なお、適用基準の建築設備設計基準によると耐震安全性の分類が乙類の施設は、10時間程度の連続運転可能時間および燃料備蓄量を確保することと読み取れます。	避難所の運営目的にあたり、発電設備の利用は想定しておりません。法令上設置が必要な自家発電機については、法令上の基準を適用してください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
161	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	7	第2	2	(2) 5)		防災への配慮 一時避難場所として機能するよう配慮することありますが、どの程度のもを想定しているのでしょうか(備蓄品などの程度)	周辺の延焼火災等から身を守る位置へ、自由に入出りが可能なオープンスペースを確保してください。一時避難場所において、備蓄品の配備は必要としていません。No.158も参照してください。
162	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	8	第2	2	(2) 10)		音と振動に対する配慮 音と振動に対する配慮に関して、ホール等に要求される防音性能、遮音性能の等級(Dr値等)があれば、ご提示願えますか。	具体的な性能値の要求水準については、p54 NK4 ホール項を参照し、質問当該項やp8 8)近隣への配慮等の要求水準も踏まえうえで提案ください。
163	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	8	第2	2	(2) 10)		音 音や振動が静肅性の求められる諸室へ悪影響を及ぼさないよう特に配慮とありますが、具体的なクライテリアはありますでしょうか。	性能含め提案をお願いします。
164	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	11	第2	2	(5) 1)		施設諸元 北館の施設規模合計が4850m2になりますがP8に記載されている4800m2と相違します。どちらが正でしょうか。	いずれも正です。合計としては、4,800㎡程度と考えているとご理解ください。
165	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	11	第2	2	(5) 1)		施設諸元 公園のK.その他とは何を指すのでしょうか。	本事業地内にある施設・設備で、施設緒元に特記されていないものです。例示すると、ユニット倉庫、各種看板、ごみ置き場等となります。基本方針や要求水準に基づき、必要に応じて整備してください。
166	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	12	第2	2	(5) 3)		施設諸元 N1-5 職員用更衣室は男女各々約20㎡必要でしょうか。	ご理解のとおりです(男女各々約20㎡必要です)。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
167	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	13	第2	2	(5)	3)	施設諸元	N2-1 駐車場(サービス用)はどの程度の広さが必要でしょうか。	提案内容により必要と思われる広さを確保してください。
168	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	14	第2	2	(5)	4)	施設諸元	協議の結果、施工費が増加した場合は工事費の増額が認められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	18	第2	2	(5)	8)	南館	勤労会館ロビー・ラウンジの自動販売機は電力等も含め独立採算、機種等の選択は民間提案ということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	20	第2	3	(2)	2)	耐震診断	「新たに耐震診断を行う場合は、...」とありますが、どのような場合に耐震診断が必要ですか。 次の質問とも関連しますが、若干の荷重増加の場合も耐震診断が必要ですか。	No.171の回答を参照してください。
171	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	20	第2	3	(2)	2)	① 耐震診断	「Isを現行以上」とありますが、少しでも荷重が増加すれば、Isは現行より低下します。仕上げ材料の選定によって荷重が現行より増加すれば、現行のIs以上となるよう耐震補強が必要ということですか。	ご理解の通りです。
172	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	20	第2	3	(2)	2)	① 耐震性	耐震安全性の区分について、新築・増築部分の構造体はⅡ類とありますが、既存躯体の耐震改修後の「必要性能Is値を現行以上」とは0.6でよろしいでしょうか。	インフォメーション・パッケージによる各施設のIS値以上とします。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
173	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	20	第2	3	(2)	2)	①	天井の耐震性	新築・増築部分の耐震性能目標値について、建築非構造部材はB類とありますが、既存についてのクライテリアはあるでしょうか。	既存部分も新設の基準と同等以上の必要があります。
174	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	20	第2	3	(2)	2)	①	天井の耐震性	特定天井について新築・増築、既存部とも、取り扱いは関連告示に準拠すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則、構造材以外は撤去としておりますので、既存の天井は残りません。
175	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	20	第2	3	(2)	2)	④	認定又は評価	耐震改修促進法に基づく所管行政庁の認定の取り扱いについてご教授願います。審査等はあるのでしょうか。	耐震診断を行う場合、所管行政庁と協議し指示に従ってください。
176	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	21	第2	4	(1)	8)		光熱費	光熱費等管理の明確化の為に、市使用部分と民間使用部分ごとに分けて計量を行うように記載がありますが、その集計方法に指定はありますか。	指定はありません。合理的な方法をご提案ください。
177	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	21	第2	4	(1)	10)		共通事項	インフラに関してはインフォメーション・パッケージとして公開されていますが、今回の整備範囲内には、建物以外の外構部へのインフラ引込が存在し、そこからの構内配管・配線も存在します。建物以外の整備の検討にあたり、それらの情報も開示をお願いしたいのですが可能でしょうか。	公表可能な資料について、追って公表いたします。
178	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	21	第2	4	(1)	11)		共通事項	協議の結果、施工費が増加した場合は工事費の増額が認められるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
179	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	21	第2	4	(1)	13)	共通事項	搬出入計画書とはどの程度のものを想定されているでしょうか。	経路に障害がないことや想定される手法、安全性の確保等の考え方が確認できる程度を想定しています。
180	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	22	第2	4	(2)	7)	① 電話設備	電話設備に関して、市職員が使用する電話と市職員以外が使用する電話は系統を分ける必要がありますか。	必要です。
181	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	21	第2	4	(2)	1)	① 一般事項	静止型電源設備とは、適用基準の建築設備設計基準によるところの『直流電源装置』『交流無停電電源装置』のどちらをイメージされていますか。『交流無停電電源装置』の場合は、対称とする負荷名称・負荷容量・停電補償時間を教えていただけないでしょうか。	要求水準書において求めておりません。提案の範囲となります。組み合わせ、容量については、施設諸元を参考に提案を求めます。
182	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	22	第2	4	(2)	8)	① 情報配管設備	「公衆無線LAN環境を全館に整備する。」とありますが、具体的な仕様はありますか。	指定はありません。ご提案ください。
183	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	22	第2	4	(2)	10)	① 非常放送設備	消防法的に設置義務がなければ、非常放送設備ではなく、一般放送設備としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	22	第2	4	(2)	10)	④ 放送設備	建物外部向けに放送する設備を設ける必要はありますか。	要求水準とはしておりません。必要があればご提案ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
185	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(2)	12)	テレビ共同受信設備	テレビ又はCATVの受信契約、受信料の支払いは市が行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(2)	13)	③ 防犯設備	記録装置の記録時間・画質等に指定はございますか。	画質は、顔が識別可能な程度。
187	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(2)	13)	② 監視カメラ	南館ロータリーを監視するカメラは、どこかで常時監視する計画でしょうか。	常時監視(常時録画)としてください。また、モニターは職員がいつでも確認できる場所へ設置してください。
188	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(2)	16)	① 防災無線設備	防災無線設備の仕様をご教示ください。	本事業に併せ防災行政無線(屋外拡声子局)を新しくデジタル機器に更新予定です。設置設備の仕様は検討中の為、資料については平成28年10月頃に公表します。 防災行政無線の移設及び新設については、設置場所(支柱を含む)の確保及び必要電源の確保をお願いいたします。設備の設置(機器購入、機器等の支柱への取り付け)は市が行います。設置場所は、既存拡声子局と同等かそれ以上の機能・運用上支障のない位置に市と協議のうえ計画してください。また、事業者は市が行う機器設置工事には協力をお願いいたします。
189	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(2)	16)	① 防災無線設備	移設する場合、既存仕様が解る資料を提示して頂けますか。	No.188を参照してください。
190	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(2)	16)	① 防災無線	防災無線のシステム図のような資料はありませんか。	No.188を参照してください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
191	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(3)	1)	設計条件	空調の屋内設計基準ですが、体育館やエントランスホールにも一律適用されますか。 室内設計基準外として輻射熱や気流を利用して室内を快適条件にする空調方式は認められるのでしょうか。	p23の設計条件は参考値として、各施設に求められると考えられる空調性能、有無を含め提案をしてください。	
192	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(3)	1)	設計条件	空調の屋内設計基準で冬期の湿度を40%としています。これは加湿が必要ということでしょうか。	加湿を必要とします。	
193	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	23	第2	4	(3)	1)	設計条件	室ごとの要求で湿度が記入されている場合の考え方を教えてください。	保存管理が必要な物品のある諸室は年間を通じ一定の室環境を確保を目的とします。その他諸室は提案によります。	
194	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	24	第2	4	(4)	1)	一般事項	井水利用は考慮しないとありますが、防災時の給排水衛生設備においても考慮できないのでしょうか。	「利用は想定していない」の意です。防災時の利用に限らず井水利用の提案は可能ですが、維持管理や安全衛生上の管理等は事業者責任で行ってください。	
195	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	24	第2	4	(4)	3)	⑥	排水設備	「⑥既存施設(大久保公民館・市民会館、…)の浄化槽を撤去すること」とありますが、現大久保公民館・市民会館の浄化槽撤去は、PFI事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。募集要項13ページ「(5)民間付帯事業に関し市から支払われる解体費相当額」には、民間付帯事業実施者が行う解体項目に「建物南側浄化槽等の埋設設備」とあり、PFI事業ではなく、民間付帯事業のように読めます。	ご理解のとおりです。要求水準書の記載については、訂正いたします。
196	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	24	第2	4	(4)	3)	⑥	排水設備	既存浄化槽を撤去することと記載されておりますが、撤去方法の指定はありますか。	指定はありません。ご提案ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
197	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	24	第2	4	(4)	3)	⑥	排水設備	既存浄化槽については撤去をせず清掃のみとし、災害用のマンホールトイレとして利用する事は可能でしょうか。	マンホールトイレを設置する提案は可能です。ただし、通常時の維持管理、既存浄化槽の老朽化に伴う修繕及び更新に加え、災害時や訓練等の運営についても事業者の責任で行ってください。
198	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	24	第2	4	(4)	3)	⑥	排水設備	各施設の直近に公共下水道が整備されているとのことですが、想定接続先を教えてください。	当該地区は分流区域であり、民間付帯施設及び北館の汚水については、西側市道(09-057号線)内に埋設されている污水管(φ200mm)に接続し、雨水については東側の大久保雨水幹線に接続することを想定しております。また南館の汚水については既設公共污水樹に接続し、雨水は北東側既設雨水管(φ700mm)に接続することを想定しております。詳細につきましては、ご提案に基づき各種法令等を順守する中で下水道課と協議して頂くこととなります。合わせて、インフォメーション・パッケージ資料8-3 既存インフラ図(下水道)もご参照ください。
199	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	24	第2	4	(4)	3)	①	雨水抑制対策要否の判断	必要に応じて雨水貯留槽を設けるとの記載がありますが、必要条件は以下のように考えて宜しいでしょうか。 新築・増築等で、流出係数が増加した場合、その増加分に見合う雨水貯留槽を設置する。	新築・増築を含む全体に関し、開発に係る協議の中で、決定されます。
200	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	25	第2	4	(4)	6)	②	給湯設備	電気温水器を設置する場合は飲用とするとありますが、便所内に設置するものも適用するのでしょうか	適用いたします。
201	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	25	第2	5	(1)	2)	②	公園施設設備	敷地外から北館<公民館・図書館棟>へのサービス・搬入経路の想定をご教示ください。北館<別棟>からの搬入は事業期間が異なるため難しいと史料いたします。	ご提案ください。
202	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	25	第2	5	(1)	2)		緊急車両	西側市道における緊急車両については、現状の様に西側市道から公園内(現野球場バックネット付近)のバリカーを抜いて旋回空間を確保する認識で宜しいでしょうか。 若しくは、大久保駅交差点からの北側緊急車両道路から、市道に接動する必要があるのでしょうか。	バリカー等の車止めの手前で転回できることが望ましいです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
203	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	25	第2	5	(1) 2)	②	小径	歩車分離に関して分離するのは歩行者のみと考えてよいですか。(歩行者と自転車・バイク・緊急車両ほか)	自転車と歩行者も可能な限り分離してください。動線において、バイクは自動車として扱ってください。緊急車両以外の自動車は原則、小径を通行できません。工事等の特別な理由がある場合、管理車両の通行も可能ですが、日常的な管理車両の動線と小径は別に計画してください。
204	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(1) 2)	③	小径	緊急車両の他に管理用車両が通行できるものと考えてよいですか。	No.203の回答を参照してください。
205	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	25	第2	5	(1) 5)		公園施設設備	野球場に関しては、既存同様にナイター設備(照明)は不要として、よろしいでしょうか。	要求水準書においては求めてはおりません。
206	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(1) 6)	①	ユニット倉庫	敷地全体にユニット倉庫が散在していますが基準法の扱いが曖昧で明確でないため撤去は必要ないと考えてよいですか。	「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成27年2月27日 国住指第4544号)に基づき判断し、法に適合するように整備又は撤去してください。
207	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(1) 7)		負担付寄付	要求水準を満たした上で都市公園法の範囲内の提案であれば、要求水準以外の施設を提案してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(2) 1)		駐車場・自転車駐車場	駐輪場や駐車場に付帯して民間収益施設を設けることは可能でしょうか。	可能です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
209	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(2)	1)	⑥	駐車場・自転車駐輪場	自動二輪車両の駐車スペースを設けるとありますが、必要台数はありますか？	No.145の回答を参照してください。
210	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(2)	1)	③	外構施設整備	募集要項に2層3段の立体駐車場とありますが、形態は事業者の提案によるかと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、公園としての利用面積確保のため、駐車場部分の公園占有面積が小さくなるように配慮してください。
211	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(2)	1)		駐車場、駐輪場	自走式駐車場に市のスペースが必要でしょうか。	市の公用車用スペースとして、2台無料で確保をお願いいたします。また、占有スペースは必要ありませんが市公用車用として2台無料としてください。
212	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(2)	1)	⑤	駐車場、駐輪場	現状を踏まえてとは具体的にどのような状況を考慮すれば良いでしょうか。	ご提案次第です。
213	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(2)	1)	⑥	駐車場、駐輪場	自動二輪車用の駐車スペースは何台分必要でしょうか。	No.145の回答を参照してください。
214	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	27	第2	5	(2)	2)	②	両側道路・ロータリー	西側への市道通行確保について、幅員等は開発市指導要綱に基づく協議とありますが、配置計画で幅員が重要な要素となります。御教示戴けないでしょうか。	No.150の回答を参照してください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
215	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	27	第2	5	(2)	2)	②	市道	西側市道を認定道路とするための条件について現地状況を鑑みご提示下さい。	勤労会館の西側、パークゴルフ場の看板付近から西側は既に市の認定道路(09-057号線)です。これより東側において、舗装されてはおりますが、市道として認定しておりませんので、整備することを要求水準としています。道路の具体的な寸法、位置等は、計画の内容により、習志野市開発事業指導要綱に基づき一件ごとに協議となります。
216	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	28	第3	2	(2)	3)		既存樹木調査	調査の概要についてご教示下さい。	樹種及び配置を図面化してください。この図面を基に整備を行っていただきます。
217	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	27	第2	5	(2)	4)	①	消防水利	南館周辺に防火水槽を設置とありますが、容量等の基準を御教示願います。	40t以上の容量の防火水槽を設置してください。その他の基準は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき計画してください。また、習志野市開発事業指導要綱に基づく協議の中で指導があった場合は、従ってください。
218	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	27	第2	5	(2)	4)	①	消防水利	南館周辺への防火水槽についてですが、算定基準は南館敷地が対象との認識で宜しいでしょうか。	南館の敷地とは限定しておりません。習志野市開発事業指導要綱に基づく協議の中で位置を決定することとなります。
219	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	27	第2	5	(2)	4)	①	防火水槽	水量は40tを考えてよいですか。	No.217の回答を参照してください。
220	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	27	第2	5	(2)	4)	①	消防水利	南館周辺に防火貯水槽を新たに設置とありますが、北館については、既存防火水槽を使用するということよろしいですか。	消防水利の設置に関しては、建築規模や配置計画により、習志野市開発事業指導要綱に基づき、消防本部と協議することとなります。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
221	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	26	第2	5	(2)	5)	法面	道路の法面への提案は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨が不明ですが、提案内容によると考えます。
222	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	27	第2	5	(2)	5) ①	法面の表面保護	北面別館西側は具体的にどの範囲の想定でしょうか。	インフォメーション・パッケージ資料2-1 測量図等を参照してください。図書館西側の既存防火水槽周囲の法面です。
223	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	27	第2	5	(2)	5) ①		大久保駅前交差点からの坂道の東側部分の崖に関しては、表層土の流出防止対策は不要ですか。	提案の範囲となります。
224	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	28	第3	2		1)	電波障害	対策が必要な場合は市負担と考えてよいですか。	事業者負担です。
225	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	29	第3	3	(1)	5)		「各部門」とは協議先と理解してよろしいでしょうか。	建設工事担当の習志野市職員と解釈ください。
226	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	29	第3	3	(1)	10)	確認申請	審査機関は民間審査機関も可と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
227	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	29	第3	3	(1) 15)		業務が完了する時期は要求水準書28ページ最終行の「事業者の提案に基づき事業契約書で定める」期限と理解しますが、「市が指定した日までに業務を完了する」との記述と整合性が取れないと考えます。	p29 15)を修正し、公表しますので、修正版をご覧ください。
228	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	29	第3	3	(1) 16)	設計業務	「現大久保公民館・市民会館の解体設計、積算を行うこと」とありますが、当該解体設計、積算業務は、PFI事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。募集要項13ページ「(5)民間付帯事業に関し市から支払われる解体費相当額」には、「民間付帯事業実施者は、解体設計・解体工事積算においては」とあり、PFI事業ではなく、民間付帯事業のように読めます。	ご理解のとおりです。
229	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	30	第3	3	(2) 2)	統括代理人	統括代理人の専任とは本事業以外の業務をできないということでしょうか。	統括代理人については「専任」の要件を削除します。修正版を公表しますのでご覧ください。
230	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	31	第3	3	(2) 2)	統括代理人	「統括代理人を選定し、専任させること。」とありますが、①この「専任」の定義をご教示ください。②常駐することは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	No.229の回答を参照してください。
231	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	33	第3	3	(3) 表-3	基本設計提出図書	g.その他に「各技術資料」とありますが、具体的な資料名をご教授ください。	使用予定部材や工法、仕様についての資料を想定しています。
232	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	34	第3	3	(4) 表-3	適判	提出図書に構造計算適合性判定申請図書とありますが、設計ルートに応じて不要となる場合もあると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
233	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	34	第3	3	(4)		特記事項	LCC計算書を作成する上で、年間使用日数、使用時間、使用人員などの条件のご提示はありますか。	維持管理・運営の提案と合わせてご提案ください。
234	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	34	第3	3	(4)		特記事項	ランニングコストを算定するうえで、年間使用日数、使用時間、使用人員などの条件のご提示はありますか。	No.233の回答を参照してください。
235	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	37	第3	4	(2)	表-5	その他	長期保全計画書とは、維持管理・運営業務要求水準書13頁第3-7-(1)の保全計画書と同じものでしょうか。また、提出時期はいつでしょうか。	ご理解のとおりです。竣工までにご提出ください。
236	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	38	第3	4	(3)	1)	負担金	習志野市で必要な負担金の種類・内容についてご教示下さい。	習志野市都市計画下水道事業受益者負担金については、新たに発生することはありません。 その他の負担金については、計画に合わせて調査してください。
237	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	39	第3	4	(4)	3)	作業時間	「(近隣協議による)」との記載がありますが、今後、近隣協定を結ぶということでしょうか、それとも、すでに協定があるのでしょうか。	習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例に基づき、近隣への説明会を実施する中で、近隣と合意をしていくこととなります。明確な取り決めをすることは必要ですが、形式は問いません。協定は、近隣協議より求めがあった場合等、必要に応じて対応してください。
238	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	40	第3	4	(4)	11)	既存確認検査会の開催	既存確認検査会の趣旨は、先日の現地見学会やインフォメーション・パッケージでは判断出来ない箇所を、貴市と事業者側で改めて確認し、既存施設の状態について共通認識を持つ機会と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
239	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	40	第3	4	(4) 11)	既存確認検査会の開催	既存躯体のうち、提案までの間に目視することができない部分について、既存確認検査会で初めて明らかとなった損傷は、施設整備期間中に市が事業期間中の建物利用上問題ないと思われる状態へ補修を行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	40	第3	4	(5) 1)	竣工後業務	「不動産登記等に必要手続き業務等…実施する」とありますが、不動産登記(表示登記・所有権保存登記)は、貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	40	第3	4	(5) 1)	竣工後業務	「不動産登記等に必要手続き業務等」について、登記そのものは貴市が申請するものと理解しておりますが、この場合、事業者が実施する業務を具体的にご教示ください。	図面の作成等です。
242	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	40	第3	4	(5) 1)	登記	不動産登記等は民間付帯施設含め市業務範囲と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
243	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	42	第4	2	1)	別表 什器・備品等調達業務	別表1に想定備品リストが記載されていますが、具体的な仕様・サイズ・数量等についてご指示いただけないでしょうか。	具体的な仕様・サイズ・数量は、事業者の提案とします。
244	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	42	第4	3	2)	引越・設置業務	移設、使用する什器・備品等については事前に調査し、市と協議の上、決定することとありますが、協議により什器・備品購入が増えた場合、費用は市の負担ということでしょうか。	提案よりも増えた場合には、市の負担としますが、提案時に十分な仕様・サイズ・数量を提案してください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
245	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	42	第4	3	6)		引越・設置業務	「移転、使用しない備品」についての運搬費も貴市のご負担ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
246	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	43	第5	1	(1)	NT1	N1-1	北館エントランス	吹抜け空間は、仮想天井レベルを想定し居住空間の温度用件を適用させればよろしいでしょうか。湿度は成行きとなります。	ご理解のとおりです。
247	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	44	第5	1	(1)	NT1	N1-5	職員更衣室	利用時間帯をご教示願います。	緊急事態も踏まえ、24時間利用可能なものとします。
248	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	44	第5	1	(1)	NT1	N1-5	職員更衣室	更衣室の温湿度管理は必要でしょうか。	ご提案ください。
249	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	44	第5	1	(1)	N1-4	③	給湯器用電源	「給湯器用電源」とは電気ポットのようなものを想定しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	52	第5	1	(3)	NK2-	⑤⑪	プロジェクター、放送設備	集会室間はスライディングウォールとなっていますが、天井付プロジェクター、放送設備は、分割使用の際に、各々の部屋で使用するための設備でしょうか。一体利用時に使用するための設備でしょうか。	区切った際の各部屋に設置してください。3室を一体とした場合にも利用できるように計画してください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
251	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	60	第6	1	(3) 4)		施設計画上の要求水準 解体費用について、既存の一部除却は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	原則、全体の除却でない場合は、市は負担いたしません。No.55の回答も参照してください。
252	別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書	60	第6	1	(4) 4)		民間付帯事業において実施することが出来ない事業 市有地で実施するにあたって相応しくない事業とは、具体的にどのような事業でしょうか。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、政治的又は宗教的な事業、悪臭、騒音、振動等により近隣環境を損なう事業等をいいます。 定期借地権設定契約書(案)も参照してください。
253	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	3	第2	3	(1)		ネーミングライツ ネーミングライツによって、余分にかかる経費(パンフレットの改定等)については、別途追加料金等を頂けるとの理解でよいでしょうか。	サービス対価の対象業務範囲内の場合は、事業者において負担してください。
254	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	4	第2	4	(1)		業務体制 総括責任者と業務責任者は兼任可能でしょうか。	可能です。
255	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	5	第2	4	(2)		業務担当者 業務責任者と業務担当者は兼任することは可能でしょうか。	可能です。
256	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	5	第2	5	(1)		開館時間 施設の閉館時間または運営・営業時間、休館日の延長や縮小は可能でしょうか。	p6表2-3に記載のとおりにご提案ください。

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答
257	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	6	第3 5 (1)	施設の開館時間	野球場の貸し出しに関しては、適宜の方法でよいものとします。とございます。鍵等の貸し出しがある場合は、事前に貸し出すことも可能であるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	7	第3 5 (1)	開館時間	「利用予約がある時」とあるが、利用予約の受付切の設定はどのようにお考えでしょうか。(人員配置、貸出準備に影響のため)	p60以降を参照し、ご提案ください。
259	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	6	第2 5 (2)	利用時間区分	貸出諸室の利用時間区分の設定の変更(延長、縮小、時間区分等)は可能でしょうか。	p7表2-4のとおりです。
260	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	7	第2 6 (1)	災害対応	「一時滞在施設として帰宅困難者等の受入等」を行うこととされておりますが、受け入れ後の対応は、基本的には貴市が主体となって行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者には協力をお願いいたします。
261	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	7	第2 6 (1)	災害対応	災害対応に係る費用については、合理的な範囲で貴市に請求できるという認識でよろしいでしょうか。	市の災害対策本部により補助避難所が設置され、協力要請に応じていただいた場合等はその内容に基づき費用請求をすることが可能です。
262	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	8	第2 6 (2)	災害時事前対応	公園は、災害時に一時避難場所となるとございますが、一時避難する人は、何名程度想定されていますでしょうか。	公園の敷地を基に収容人数を想定しておりますが、一時避難する想定人数は算出しておりません。なお、一時避難場所において、備蓄品の配備は必要としていません。No.158も参照してください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
263	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	8	第2	6	(3)		災害時対応 「習志野市地域防災計画」では、現在公園が一時避難場所に指定されていますが、本施設が今後避難場所等に指定される予定はございますでしょうか。	現時点で、指定される予定はありません。
264	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	8	第2	6	(4)		防火管理者 防火管理者は、消防法上、一般的に「建物所有者」「全体の管理権を有する者」とされていますので、貴市が担当するよう、管轄消防署から指導がある可能性があります。この場合、要求水準を変更していただけるという認識でよろしいでしょうか。	指導があった場合には、協議いたします。
265	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	9	第2	7	(3)		光熱水費の負担 民間収益部分の光熱水費は民間事業者の負担とします。とありますが、建物で一括して電気事業者や水道事業者から請求が来る場合、メーターを検針し、市へ報告する業務は事業者側との考えで宜しいでしょうか。また、事業者負担分の光熱水費については、市から請求書が発行されるとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	別添資料3 維持管理・運営要求水準書	9	第2	7	(3)		水光熱費 駐車場の維持管理に必要な水光熱費も含まれると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
267	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	9	第3	7	(3)		光熱水費の負担 民間収益施設部分には、別途メーターの設置を設置するとのことでしょうか。	原則、子メーターの設置を想定しておりますが、使用料の切り分けが難しいものに関してはご提案ください。
268	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	9	第3	7	(3)		光熱水費の負担 民間収益施設部分には、民間事業者が各インフラ会社と個別契約を締結するのででしょうか。	ご提案ください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
269	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	10	第2	7	(9)		反社会的勢力の排除 「排除のための適切な体制整備」との記載がありますが、具体的にどのような体制整備を行うのでしょうか。	具体的な体制については民間事業者の判断によりますが、習志野市暴力団排除条例を遵守してください。
270	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	13	第3	7	(1)		保全計画書の作成 対象施設は、「北館(別棟)、北館(図書館・公民館棟)、南館、公園、駐車場」という認識ですが、よろしいでしょうか。	外灯等外構設備、樹木等計画地全体となります。
271	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	13	第3	7	(2)		劣化診断の実施 施設の長寿命化の検討を行い、必要な修繕、更新を実施することができるのであれば、劣化診断の実施は必ずしも10年目及び18年目でなくともよろしいでしょうか。	10年目及び18年目の劣化診断は行ってください。
272	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	13	第3	7	(2)		劣化診断の実施 対象施設は、「北館(別棟)、北館(図書館・公民館棟)、南館、公園、駐車場」という認識ですが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
273	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	14	第4	1	(3)		各部位の保守管理の要求水準 建物内外の通行等を妨げず、運營業務に支障をきたさないようにするものとします。とございますが、劣化診断や修繕工事実施時には、必要最低限の範囲において建物内外の通行を制限することや、部分的な運営休止を行うことは構わないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	17	第4	3	(3)	2)	駐輪場 発生した放置自転車を市に引き渡すための市が指定する場所は、本事業用地内でしょうか。事業用地外の場合は、指定場所をお示し下さい。	本事業用地内で、回収車両が停車可能な位置となります。あらかじめ、位置の提案をいただければ、協議可能です。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答	
275	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	18	第4	4	(1)		業務の内容	公園内の市道・水路に関しては、故障や破損時の整備等、機能保持のための維持管理は本業務範囲外とするが、それ以外の美化、安全維持等の日常整備は事業者の業務とします。とありますが、本業務の実施体制(事業者提案による)に基づいて、管理を行なっていれば、安全維持上の注意義務は果たしているとの考えで宜しいでしょうか。	提案による実施体制を行ったうえで、要求水準を満たす必要があります。
276	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	20	第4	7	(2)		要求水準	利用者団体等と協働しながら実施するものとします。とございますが、利用者に野球場利用後に義務付けるグラウンドの整地やゴミ回収等のルールは、事業者が定めるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者と利用者団体等が協議して定めるものとします。
277	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	20	第4	7	(1)		公園管理業務	「必要な公園施設の整備を市と協議して行う」とありますが、既存もしくは施設整備で整備した公園施設の維持管理を行う範囲での整備は事業者の負担であり、それを超える範囲で新設施設等の整備を行う場合には、貴市に費用を負担していただける、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	21	第3	9	(1)	2)		警備方法は人的が基本となっておりますが、常駐でしょうか。常駐の場合、常駐する建物の指定とはありますでしょうか。	ご提案ください。
279	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	21	第4	9	(2)	2)	警備方法	開館時間内は人的警備を基本とし、とございますが、人的警備を担当する要員は、警備業法に定める所定の教育を受けた警備員である必要はあるでしょうか。	必要があります。
280	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	21	第4	9	(2)	3)	機械警備	監視カメラを設置し、安全等の監視を行う。とございますが、カメラ映像のモニター監視は常時行う必要があるでしょうか。	特に必要ありません。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答	
281	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	22	第4	10	(1)		業務の内容	既存躯体のうち、提案までの間に目視することができない部分について、既存確認検査会で初めて明らかとなった損傷で、施設整備期間中に補修を行わなかったものは、事業者の修繕・更新業務対象外との認識でよろしいでしょうか。	既存確認検査会で明らかとなった損傷については、原則として補修を行うこととしますが、協議の上、補修を行わないと判断したものについては、ご理解のとおりです。
282	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	23	第4	10	(2)	7)	事業期間終了時の要求水準	公園施設、外構施設のうち、事業者が施設整備において補修、改修を行わなかった箇所については、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化を除き、インフォメーション・パッケージ及び現地見学会で確認できた状態を「初期の性能及び機能を発揮でき、損傷がない状態」として、その状態と比較し性能、機能が発揮できていない箇所、損傷がある箇所を、修繕した上で引き継げばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	23	第4	10	(2)	7)	事業期間終了時の要求水準	事業終了後の引渡しの際は、既存確認検査会で貴市、事業者双方が確認し共通認識として把握した状態を基準とし、そこから経年による劣化を差し引いた上で、性能及び機能が満足出来ない箇所を事業者側が修繕した上で引き渡すという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	23	第4	10	(2)	7)	事業期間終了時の要求水準	既存躯体のうち、インフォメーション・パッケージ及び現地見学会で確認できている部分で事業者が施設整備において補修、改修を行わなかった箇所については、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化を除き、インフォメーション・パッケージ及び現地見学会で確認できた状態を「初期の性能及び機能を発揮でき、損傷がない状態」として、その状態と比較し性能、機能が発揮できていない箇所、損傷がある箇所を、修繕した上で引き継げばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	31	第6	2	(3)	公9	減免関係業務	習志野市公民課施設使用料減免取扱要領をご開示ください。	質問回答後、追って公表いたします。
286	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	33	第6	2	(3)	公12	貸出備品	貸出備品等について、明らかに利用者の責によって、損傷させたものについては、利用者から弁償を受けることは可能でしょうか。また、利用者がこの申し出を拒否した場合、負担を市に求めることは可能でしょうか。	前段については、市への貸出備品等の引渡し後の賠償請求は市が行います。後段については、市が予算化の上、負担することを想定しています。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
287	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	33	第6	2	(3)	公12	2.	公民館備品等が破損等した場合	利用者による破損が明らかである場合、当該利用者に費用負担を請求してよろしいでしょうか。	No.286の回答を参照してください。
288	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	34	第6	2	(3)	公17		ファシリテーターの配置	「ファシリテーターは、本拠地を本事業地とする」とありますが、配置するファシリテーターファシリテーターは、専任常駐とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	34	第6	2	(3)	公27		フューチャーセンター	「本拠地を本事業とする」とは専門ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	39	第6	3	(2)	ホ5	2.	ホール物品等が破損等した場合	利用者による破損が明らかである場合、当該利用者に費用負担を請求してよろしいでしょうか。	No.286の回答を参照してください。
291	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	40	第6	3	(2)	ホ9		ホールの広報・ホームページに関する業務	「各施設」とは、本案件内の施設ということでしょうか。	<催し物の案内>の記載中の「各施設」とは、市が催し物の案内を配布する対象施設という意味であり、本案件内の施設に限りません。
292	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	46	第6	4	(3)	図14	3.	購入図書	購入図書費用は、年額13百万円=2,000円×6,500冊をサービス対価IV-1に見込むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答		
293	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	46	第6	4	(3)	図14	3.	購入図書	市が購入図書を示していただけるとの事ですが、市からお示しいただいた購入図書の購入費が13百万円/年を超えた場合は、どのような対応となるのでしょうか。	基本、購入図書は13百万円/年以内にはしますが、万が一、購入費を超える場合でも、事業者の負担にすることはありません。
294	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	46	第6	4	(3)	図14	3.	購入図書	新規図書を6,500冊/年度の中で、中央図書館で装備を行うものは、何冊と考えて提案すればよろしいでしょうか。	新規図書については、装備込みで購入することを想定しています。
295	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	46	第6	4	(3)	図14	3.	購入図書	中央図書館で装備を行わない図書については、装備作業費・バーコード・ICタグ・フィルム等の費用は、図書購入費の2,000円に含むとの理解でよろしいでしょうか。(サービス対価の支払い方法P5も参照ください)	ご理解のとおりです。
296	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	46	第6	4	(3)	図14	3.	購入図書	中央図書館で装備を行う図書については、装備作業費は、図書購入費の2,000円に含むとの理解でよろしいでしょうか。	新規図書については、No.294の回答を参照してください。新規図書以外の図書館資料について中央図書館で装備を行う場合は、装備に係るバーコード、ラベル、フィルムについてはサービス対価とは別に市が負担しますが、作業費は事業者の負担となり、サービス対価に含まれます。図書購入費とは別とお考えください。
297	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	46	第6	4	(3)	図14	3.	購入図書	中央図書館で装備を行う図書については、バーコード・ICタグ・フィルム等の費用は、図書購入費の2,000円に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	No.296の回答を参照してください。
298	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	52	第6	5	(2)	南2		貸出諸室の予約管理	アリーナに関しては貸し館以外にアリーナを利用した民間公共的事業(キッズスクール等)は可能でしょうか、またその場合使用枠の優先予約が可能であるかご教示ください。(コマ数制限含む)	可能です。優先予約については、p62表6-9等をご覧くださいご提案ください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
299	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	52	第6	5 (1)	南1	総合型スポーツクラブ・社会福祉協議会	館内に事務所を設置される総合型スポーツクラブ、社会福祉協議会の事務所の維持管理(清掃など)に各団体と別途契約するものはありますか。	現在の維持管理においては特にありません。必要に応じて協議することとします。
300	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	52	第6	5 (1)	南1	総合型スポーツクラブ・社会福祉協議会	各団体は、南館、公園を利用し、開催される事業などは、どのような対応となりますか。(優先予約でしょうか)	9時～17時は優先となります。
301	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	54	第6	5 (2)	南4	プレイリーダー	プレイリーダーについては、市民ボランティアではなく事業者に従事する者を選任するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
302	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	54	第6	5 (2)	南5	配食サービス	配食サービスは、調理済みの弁当等、もしくは施設内で調理した弁当等のどちらを想定されておりますでしょうか。	子どもの貧困対策である子ども向け配食サービス(子ども食堂)は、ボランティアが実施するものであり、ボランティアの参加促進を行っていただくものです。したがって、ご指摘のように市が想定するものではありません。高齢者向け配食サービスは、社会福祉協議会が、施設内で調理した弁当を各家庭にお届けしています。
303	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	55	第6	5 (2)	南5	行事やイベントの実施	行事やイベントを実施するにあたり、実費相当額の料金徴収につきましては、認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。民間公共的事業においては、実費相当額の料金徴収を認めます。
304	別添資料3 維持管理・運營業務要求水準書	56	第6	6	園1	公園専用・使用受付	表中の2. 要求水準、最終行「に公園を使用させないこと。」とは誤字ということでしょうか。	ご理解のとおりです。修正版において修正します。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
305	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	57	第6	6	(2)	園4	駐車場の運営	利用者は、1時間まで無料で利用できるものとするとの明記がありますが、施設利用者のみを1時間無料とすることは可能でしょうか？	可能です。
306	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	57	第6	6	(2)	園9	園路等の維持管理	花壇や園路等の環境整備において、現在公園で活動しているボランティアと協調し、実施することになっていますが、ボランティア団体の都合により活動を停止された場合、増大する維持管理費は、市に負担頂けるとの理解でよいでしょうか。	ボランティアを募集し、参加促進を図ることも含めて、民間事業者の業務と考えております。
307	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	58	第6	6	(2)	園7	野球場・テニスコートの予約管理・利用受付・運営	9時以降でテニスコートを利用した民間公共の事業(テニススクール)は可能でしょうか、またその場合コート使用枠の優先予約が可能であるかご教示ください。(コマ数制限含む)	9時以降でテニスコートを利用した民間公共の事業を実施することは可能ですが、民間公共の事業の優先枠は7～9時、17時以降です。
308	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	61	第6	7	(2)	表6-8	予約システムを利用して予約を受け付ける施設	NK2-15はキッチンダイニングの間違いでしょうか。(施設設備の要求水準書のP16、P53ではキッチンダイニングとなっていますが、本ページでは多目的室06となっています)	ご理解のとおりです。別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書の記載を正としてください。ご指摘の箇所については、修正版において修正し、公表します。
309	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	62	第6	7	(2)	表6-8	予約システムを利用して予約を受け付ける施設	SK4-3については、施設設備要求水準書P18-19の南館諸室一覧表に記載されていないのですが、間違いでしょうか。	ご理解のとおりです。別添資料2 設計・建設・備品に関する業務要求水準書の記載を正としてください。ご指摘の箇所については、修正版において修正し、公表します。
310	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	63	第6	7	(2)	表6-10&11	施設予約に関する考え方	先行的に予約を受け付ける第1～3位までのグループの予約スケジュールをご教示ください。	①市の行事、②市に準じた段階の行事、③サークルの順になります。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
311	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	69	第6	9	(2)	2)	⑤	施設内で行政財産の貸付を受けて行う 利便施設等	施設供用開始後、周辺環境の変化、利用者ニーズの変化、運営状況等により市と事業者が協議の上、その事業内容を変更、または中止することが出来る。とありますが、中止となった場合、貸付が停止され賃料の支払い義務も免除される。という認識でよろしいでしょうか。	貸付賃料の支払いは免除されません。提案時に示した貸付面積部分を事業期間中、貸し付けるという認識です。
312	別添資料3 維持管理・運営業務要求水準書	69	第6	9	(2)	2)	⑤	施設内で行政財産の貸付を受けて行う 利便施設等	習志野市様との協議を経て民間収益事業が中止となった場合、貸付料の支払いも不要となりますでしょうか。	No.311の回答をご覧ください。
313	別添資料4 基本協定書(案)	2	第6条	(4)				違約金	ここに想定される違約金対象となる参加資格の欠格には、建設工事での事故発生に伴う指名停止は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。(そうでないと、建設企業にとっては、リスクが過大で入札参加は難しくなります)	ご理解のとおりです。修正版において修正し、公表します。
314	別添資料5 事業契約書(案)								事業契約書(案)については「平成28年7月初旬に改めて公表いたします」とのことですが、現時点で公表されておりません。当該契約の内容について質問があった場合、平成28年7月13日(水)17時までに送付することが困難となることが想定されますが、新たに質問の機会を設定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	別添資料6 定期借地権設定契約書(案)	1	第1条	1				賃貸物件等	「定期借地権を設定」との記載がございますが、登記設定も可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	別添資料6 定期借地権設定契約書(案)	1	第1条	1				賃貸物件等	所在地番について、習志野市本大久保3丁目450の一部となっており、該当地のどの部分を借り受けるのかが明確ではないと考えます。将来的に疑義を残さないためにも分筆や別表等の添付により対象地を明確化することは可能でしょうか。	分筆の予定はありません。インフォメーション・パッケージの「資料02.1 大久保中央公園求積図」に境界を明示しております。現場での管理境界の表示方法についてはご提案ください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
317	別添資料6 定期借地権設定契約書(案)	1	第3条	2			「本事業のPFI事業を実施する事業者が北館の新築部分を甲に引き渡した後」とありますが、正しい表記でしょうか。募集要項と齟齬があるように見受けられます。	齟齬があるという募集要項の項目の具体的なご指摘がなく回答できません。
318	別添資料6 定期借地権設定契約書(案)	3	第8条	3		借地料の改定	本項に基づく借地料の改定については、事業者の承諾を得る必要はないとのことですが、本項に基づく改定の実施や改定賃料については社会通念上合理的な範囲内において行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	別添資料6 定期借地権設定契約書(案)	4	第11条	1	(5)	転貸の禁止等	本建物の譲渡については、貴市の事前承諾が必要ということですが、民間付帯事業者に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、承諾依頼は民間付帯事業実施者から市に提出いただく必要があり、定期借地権設定契約に定める規定を遵守することを前提としたうえでの承諾となります。
320	別添資料6 定期借地権設定契約書(案)	4	第11条	1	(6)	転貸の禁止等	本建物の担保設定については、貴市の事前承諾が必要ということですが、民間付帯事業者に融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、承諾依頼は民間付帯事業実施者から市に提出いただく必要があり、定期借地権設定契約に定める規定を遵守することを前提としたうえでの承諾となります。
321	別添資料6 定期借地権設定契約書(案)	12	別紙2	3		暴力団排除に係る解除	ここで言う「契約金額」とは年間賃料を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。条文を「契約金額」から「年額借地料」に修正します。
322	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	2	第1	1	①	サービス対価Ⅰ及びⅡ	①サービス対価Ⅰ及びⅡを構成する費用のうち、b)建中金利、c)事業者の資金調達に要する費用について、北館<公民館・図書館棟>の引渡しまでは、北館<公民館・図書館棟>と北館<別棟>の両方に共通して係る費用ですが、この場合、サービス対価Ⅱ-1とサービス対価Ⅱ-2とどのように按分すればよろしいでしょうか。	北館<公民館・図書館棟>に係る分と北館<別棟>に係る分とで明確に分けることができない場合は、それぞれの施設整備に係る費用で按分してください。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
323	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	2	第1	1	①	サービス対価Ⅰ及びⅡ	①サービス対価Ⅰ及びⅡを構成する費用に、北館<公民館・図書館棟>の引渡しまでのSPC経費が認められませんが、いずれのサービス対価区分に含まればよいのかご教示願います。	サービス対価Ⅱに含めてください。
324	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	3	第1	1	②	サービス対価Ⅲ	②サービス対価Ⅲを構成する費用のうち、d)SPC経費、e)業務に係る保険料等は、維持管理業務と運営業務の両方に共通して係る費用が含まれますが、この場合、サービス対価Ⅲとサービス対価Ⅳとどのように按分すればよろしいでしょうか。	d)SPC経費については、維持管理業務に係る費用と運営に係る費用で按分してください。e)業務に係る保険料等は、維持管理業務に係る保険料については、サービス対価Ⅲの維持管理費費相当に、運営業務に係る保険料については、サービス対価Ⅳの運営費相当に計上してください。分けることが難しい場合は、維持管理業務に係る費用と運営に係る費用で按分してください。
325	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	3	第1	1	①	起債相当額	「計算式：上記項目（実施設計費・工事費・駐車場整備費・図書館書架・工事監理費）×75%」とありますが、2ページに記載の事前調査業務・基本設計・建設に伴う申請等・什器備品設置業務は、起債対象ではないのでしょうか。	起債対象とは考えておりません。
326	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	3	第1	1	①	起債相当額	「起債相当額の対象及び計算式」にある「工事費」「駐車場整備費」「公園整備費」は、様式2-4の「施工業務に係る費用」に該当する項目との理解でよろしいでしょうか。事業計画に係りますので、具体的にご教示ください。	ご理解のとおりです。
327	別添資料7 サービス対価の支払い方法及びサービス対価の支払い額の改定	4	第1	1	③	光熱水費について	「本施設の光熱水費は市が負担する」とありますので、本施設の光熱水費は、サービス対価に計上する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	4	第1	1	③	サービス対価Ⅳ	南館で民間収益事業を行なうスタッフの人員費もサービス対価Ⅳ-2に含まれると考えてよいでしょうか。	民間収益事業に係る費用は、サービス対価に含まれませんので、南館で民間収益事業を行うスタッフの人員費もサービス対価に含まれません。サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定」4ページの「⑨民間公共の事業及び民間収益事業」を削除します。修正版をご覧ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
329	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	4				③	サービス対価Ⅳ	募集図書P12 3)運営業務に係る対価には「民間公共の事業、民間収益事業、…の運営に要する費用は、民間事業者の負担とし、サービス対価の対象外とします。」とありますが、本支払方法で記載のあるサービス対価Ⅳの対象となる業務等にある「⑨民間公共の事業及び民間収益事業」とは何を対象としているのでしょうか。	「サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定」4ページの「⑨民間公共の事業及び民間収益事業」を削除します。修正版をご覧ください。	
330	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	5	第1	1		③	サービス対価Ⅳ	「※図書館資料の購入にかかる費用には、…装備にかかる費用(バーコード、ICタグ、フィルム等の費用)等を含む」とありますが、運営業務にかかる要求水準46ページには、「中央図書館で行う装備に係るバーコード、ラベル、フィルムについては市が負担し、用意する」とあります。装備にかかるバーコード、ラベル等は、事業者にて貼付するものの、材料費については、貴市の負担で、事業費には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
331	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	5	第2	1	(2)		施設整備費相当分(サービス対価Ⅱ)の支払方法	「基準金利は、北館<公民館・図書館棟>等引渡し日の2営業日前」に決定とされておりますが、北館<別棟>の施設整備費であるサービス対価Ⅱ-2の基準金利も同様でしょうか。それとも、サービス対価Ⅱ-2の基準金利決定日は、北館<別棟>の引渡し日の2営業日前でしょうか。	北館<別棟>用に基準金利を追加することとし、修正版で提示いたします。	
332	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	5	第2	1	(2)		②	サービス対価	マイナス金利の場合、マイナスではなく、0+提案スプレッドとどうかたでの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	5	第2	1	(2)	②	施設整備費相当分(サービス対価Ⅱ)の支払方法	サービス対価Ⅱの基準金利について、当該金利がマイナス表示となった場合でも、ゼロである(マイナスと成らない)との理解でよろしいでしょうか。一般的に、事業者のキャッシュフロー上、割賦スプレッドとシニアローンスプレッドの差で生じた内部留保によって、監査・税務費用、支払保険料、金融費用(劣後ローン金利、エージェントフィー等)、担保関連費用(登記費用、確定日付費用等)などを賄うため、仮に割賦の出来上がり金利(基準金利+スプレッド)にゼロフロアを設定した場合は、当該スプレッド差が確保できないことにより当該費用を賄うことができず、事業者による安定的な事業運営に重大な支障が生じるものと考えます(10年後の基準金利改定時も同様です。)	ご理解のとおりです。質問No.332をご覧ください。	
334	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	5	第2	1	(2)		施設整備費相当分の支払方法	基準金利は、北館<公民館・図書館>等引渡し日の2営業前(金融機関の営業日でない場合はその前営業日)と記載されておりますが、営業日の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。「営業日」の誤りです。	

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答	
335	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	5	第2	1 (2)	施設整備費相当分の支払方法	民間事業者を支払われる割賦金利については、基準金利に事業者が提案するスプレッドを加算して算定されますが、スプレッドは支払繰延リスク等に対する適正な「利益部分」という原則を鑑み、仮に基準金利がマイナスの場合は0%が下限となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.332をご覧ください。
336	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	5			基準金利について	サービス対価Ⅱ-2 北館<別棟>に関する全77回の支払に関して、施設の引渡し平成32年5月であるが、基準金利の設定日は平成31年の北館<公民館・中央図書館>等引渡し日の2営業日前となっています。この間約1年ズレがあり、この期間に対するコミットメントフィーの発生により、余計に財政負担額が増加することになります。北館<別棟>用にも基準金利の追加することは可能でしょうか	北館<別棟>用に基準金利を追加することとし、修正版で提示いたします。
337	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	9	第2	2 (3)	維持管理・運営費相当の支払手続	当該モニタリングにて減額されるサービス対価はサービス対価Ⅲ及びⅣのみが対象となり、サービス対価Ⅰ及びⅡは減額対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
338	別添資料7 サービス対価の支払い方法及びサービス対価の支払額の改定	9	第2	3	維持管理・運営相当の支払手続	事業者は、支払額の通知受領後速やかに市に請求書を送付し、市は請求を受けた日から30日以内に維持管理・運営相当を支払う。」とありますが、9頁の表「○サービス対価の支払手続について」に記載のとおり、1月、4月、7月、10月に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	10	第3	1 (3)	基準金利の改定	「基準金利の設定日より10年後(平成41年5月末頃)」とありますが、基準金利の設定日である北館<公民館・図書館棟>等の施設引渡日(=平成31年8月末)の10年後だと、平成41年8月末頃ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。表記を修正します。修正版をご覧ください。
340	別添資料7 サービス対価の支払方法及びサービス対価の支払額の改定	10	第3	1 (3)	基準金利の改定	基準金利改定日及び指標とする基準金利をご教示ください。	基準金利は、p10、(2)に示しているものと同じものとします。基準金利設定日は、初回の設定日の10年後の同日を基本としますが、改定の2か月前に具体的な日付について告知します。

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
341	別添資料7 サービス対価の支払い方法及びサービス対価の支払額の改定	10	第3	1	(3)		基準金利の改定	基準金利改定の手続きについて具体的に教えてください。 提案時のサービス対価に対して、初回に設定した基準金利を、10年後の同日の基準金利に変更するものです。質問No.340もご覧ください。
342	別添資料7 サービス対価の支払い方法及びサービス対価の支払額の改定	11	第3	3	(1)		対象となるサービス対価	改定の対象となる運営費相当のなかから「図書館資料購入費」は除くとされておりますが、図書館資料の購入にかかる費用(別添資料7の5ページに記載の③サービス対価Ⅳの表外注釈)のうち図書館資料の発注・受入に係る費用は、改定の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 図書館資料の発注・受入に係る費用は、図書館資料の購入に係る費用から除くものとしますので、5ページに記載の③サービス対価Ⅳの表外注釈を修正します。修正版をご覧ください。
343	別添資料7 サービス対価の支払い方法及びサービス対価の支払額の改定	12	第3	3	(2)		改定方法	サービス対価の改定に用いる指標は「毎月勤労統計調査」の「時系列表第1表賃金指数」に記載されている指数を用いるとの理解でよろしいでしょうか。 「毎月勤労統計調査」の「時系列表第3表 就業形態別賃金・労働時間指数」に記載されている指標を用います。
344	別添資料7 サービス対価の支払い方法及びサービス対価の支払額の改定	12	第3	3	(2)		改定方法	「・・・4月の指標とを比較して1.5%を超える変動があった場合に・・・」とありますが、4月の指標とは4月時点で公表されている賃金指数ではなく、調査月(4月)の翌々月(6月)に公表される賃金指数の確報値を用いるとの理解でよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。
345	別添資料7 サービス対価の支払い方法及びサービス対価の支払額の改定	12	第3	3	(2)		改定方法	指数が基準年の変更等に伴い過去に遡って改訂される場合があるようですが、その場合の比較方法について教えてください。 基準年が変わりましたら、新しい基準年で比較します。
346	別添資料8 モニタリング及びサービス対価の減額	2	第2	1			業務報告書の提出	業務報告書の対象となる事業については、民間付帯事業・民間収益事業・民間公共的事业は含まれず、PFI事業のみということでしょうか？ p2「第2 1. 業務報告書の提出」に記載のとおり、「業務報告書に記載されるべき具体的な項目及び内容は、事業契約締結後に事業者が作成し市に対して提出する維持管理・運営業務計画書に基づき、市との協議を経て、市が決定」します。

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答	
347	別添資料8 モニタリング及びサービス対価の減額	2	第2 2		モニタリングの方法	モニタリングの対象となる事業については、民間付帯事業・民間収益事業・民間公共の事業は含まれず、PFI事業のみということでしょうか？	ご理解のとおりです。
348	別添資料8 モニタリング及びサービス対価の減額	3	第2 1 (4)		利用者アンケート等	事業者側で行うアンケート、ヒアリング等に関して、「提案書類のなかで提案を求めることを予定している」とありますが、具体的にどの提案書類様式にて提案すればよろしいでしょうか。	様式4-5全体について、「A4 1枚」という規定を「A4 2枚」に変更させていただきますので、様式4-5(全2枚)に記載してください。
349	別添資料8 モニタリング及びサービス対価の減額	6	第3 2 ① a)		減額ポイントの発生	減額ポイント発生の対象となる事業について、民間付帯事業・民間収益事業・民間公共の事業は含まれず、PFI事業のみということでしょうか？(民間付帯事業・民間収益事業・民間公共の事業の運営・維持管理の如何によって、PFI事業のサービス対価が減額される可能性はないとの認識でよろしいでしょうか？)	ご理解のとおりです。
350	別添資料8 モニタリング及びサービス対価の減額	8	第3 2 ⑤⑥			関係者協議会の開催頻度をご教示ください。	開催頻度については、事業者と市で協議して決定します。
351	別添資料9 様式集(提出書類・作成要領)	5	第3 1 (4)		施設整備事業に関する提案書類	「様式3-1-1 設計コンセプト及び・・・配慮事項」と「様式3-1-2 土地利用計画」とありますが、提案書類は様式3-1-1のみです。様式3-1-1を使い「様式3-1-1 設計コンセプト及び・・・配慮事項」と「様式3-1-2 土地利用計画」を作成するのですか。この場合提出枚数はそれぞれ3枚ずつですか。	様式集(提出書類・作成要領)p5 第3 1. (4)の表中の様式3-1-2から3-1-9の記載を、提出書類に合わせ、修正します。
352	別添資料9 様式集	8	第3 2 (1) 6)		提出書類	提案書類等を提出する際は、(2)本事業全体に関する事項に関する提案書類～(8)民間付帯事業に関する提案書類を1セットとすることの明記がありますが、これらを1冊のファイルにまとめることでもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
353	別添資料9 様式集	8	第3	2	(1)	7)	提出書類	地元企業等の関心表明書を添付することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
354	別添資料9 様式集		様式2-5				資金計画表	配当・配当後キャッシュフローの算定では、消費税8%の計算で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	別添資料9 様式集		様式2				長期収支計画表—1 (サービス対価支払対象事業)	損益計算書の営業費用の欄に、「運營業務費(IV-1対応)のうち図書館資料購入費」(年度13,000,000円記載)と「図書館資料費」の欄があります。「図書館資料費」に記載すべき費用をご教示願います。	ご指摘のとおり、「図書館資料費」に該当する費用はありません。26行は削除してください。
356	別添資料9 様式集		様式2-5				長期収支計画表—1	損益計算書について、民間事業者が公共施設の利用者より直接得る利用料金は「サービス対価収入 合計」とは別に売上を欄を追加し計上することで宜しいでしょうか。 またその際に計上する各利用料の算定方法についてお教え下さい。	前段については、ご提案のとおりで結構です。 後段については、現施設の料金を参考に算定下さい。
357	別添資料9 様式集(参加資格確認申請時提出書類等)	1、2					添付書類4～6	表下備考に、「※4～6(3～5)有価証券報告書の写しにかえる事ができる」とありますが、直近4期分の有価証券報告書の添付が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
358	別添資料9 様式集(参加資格確認申請時提出書類等)	2					添付書類11	「監理技術者、主任技術者の資格確認証(写し)」が記載されていますが、募集要項P.17～18「施工業務にあたる者」「工事監理にあたる者」の資格要件には該当要件がありません。当該書類は添付提出不要との理解でよろしいでしょうか。	添付書類11の記載は削除します。ただし、設計業務の実施の際には、設計・建設・備品に関する業務要求水準書p30「(2)手続き書類の提出」に記載の提出書類は、提出いただくことになります。

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答	
359	別添資料9 様式集(提案書類審査に関する提出書類)	39			要求水準チェックリスト	チェック項目が過去の要求水準のものとなっていますが、最新の項目で再発行されますか。	要求水準チェックリストを修正します。修正版をご覧ください。
360	インフォメーション・パッケージ 資料05.3 耐震診断報告書 (勤労会館)	48	5-2		勤労会館の建物重量	建物重量について、「Super Build/SS3にて別途算出した」とありますが、Super Build/SS3の結果出力がありません。Super Build/SS3の結果出力または荷重表を開示ください。	耐震診断時の添付出力書は調査中です。バージョンやデフォルト設定の違いにより耐震診断書と出力値が若干相違しておりますが、当時の設定入力荷重をもって再計算した結果出力をインフォメーション・パッケージにて追加提示いたします。
361	インフォメーション・パッケージ 資料1-2 道路幅員図					公園内の道路で建築基準法上の道路はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
362	インフォメーション・パッケージ 資料02.2 地形図					無確認の擁壁はございませんか。	確認、検済が確認できている擁壁は、インフォメーション・パッケージの「資料04 建築確認・検査済 番号リスト」に記載してあります。勤労会館南側のがけ、図書館東側のがけについては法面のボーリング調査結果による安定計算を行っております。「資料07 地質・土質調査報告書」も併せてご参照ください。
363	インフォメーション・パッケージ 資料13	2			現施設の利用状況	旧インフォメーション・パッケージには現施設の利用状況(利用人数、利用団体数、事業費、減免等)について、現在準備中で、整い次第HPにてお知らせします、とありますが現在HPには利用料金の記載のみのようです。今後公表される予定はございますか。	質問回答後、追って公表いたします。
364	インフォメーション・パッケージ 資料13	2			現施設の利用状況	また、勤労会館内のトレーニングルーム、テニスコートをはじめとした各施設並びにパークゴルフの月別・時間帯別の利用人数をご教示ください。	質問回答後、追って公表いたします。

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答
365	インフォメーション・パッケージ 資料13	2		現施設の利用状況	また、上記各施設の利用料売上についてご教示ください。	質問回答後、追って公表いたします。
366	インフォメーション・パッケージ 資料8-1			既存インフラ図(電気・電話回線・CATV)	既存公民会館、図書館、勤労会館の東京電力からの引込が2カ所記載(青と緑ライン)ありますが、2回線引込になっているのでしょうか。 7/11現地確認した際には、1回線引込のようでした。	緑ラインはケーブルテレビ回線です。